

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

令和5年9月7日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（2名）

5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（38名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	志村明子君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健幸いきいき部 長	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
会計管理者	五十嵐孝雄君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
総合戦略推進 担当課長	田代雄己君	行政改革推進 担当課長	岩本尚史君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君

総務管財課長 関根 崇 君  
課税課長 星野 宏徳 君  
産業振興課長 佐伯 芳幸 君  
環境対策課長 梶川 義夫 君  
子ども未来部  
副参事 新海 隆弘 君  
障害福祉課長 大法 努 君  
健康推進課長 幸村 有紀 君  
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君  
新校開設  
担当課長 大野 祐司 君  
青少年課長 石川 博隆 君

契約検査課長 長瀬 正人 君  
納税課長 中野 哲也 君  
地域振興課長 池田 剛 君  
保育課長 石川 正憲 君  
福祉推進課長 山田 茂人 君  
地域包括ケア  
推進課長 石嶋 洋平 君  
土木公園課長 廣瀬 裕 君  
学校施設更新等  
担当課長 中橋 健 君  
指導担当課長 菅野 恭子 君  
中央公民館長 伊藤 智 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（東口正美君） 昨日に引き続き、17番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） おはようございます。昨日に引き続きまして再質問させていただきます。和地市長、岡田教育長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに熱中症対策についてでありますけれども、この熱中症に関しては、もう毎年記録的な暑さ、毎年毎年今までにない暑さということで、これからも続けてあるこの暑さに対してやはり対策を強化していかなければいけないと思っております。

まず、最初の1番のアのところですが、市長の御答弁で、高齢者に対しては高齢者見守りぼっくすの職員が訪問時の声かけを行っているということですが、訪問の対象者、また人数、またどれくらいなのか。また訪問の頻度についてお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者見守りぼっくすの職員による訪問の状況についてであります。対象者につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の方のうち、過去からの見守り支援を通じて、特に支援が必要な方を中心に定期的な戸別訪問を実施しております。そのうち、令和5年6月及び7月の戸別の訪問の実績で申し上げますと、6月は延べで約570回、7月は約510回の戸別訪問を行っており、そのうちの約6割の方と実際に面会ができたと報告されております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。声かけを行っていることで、これ非常に重要な取組だと思っております。やはり熱中症はやはり自宅であるケースが非常に多くなっておりますので、ぜひ引き続き対応をよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、小・中学校の熱中症対策についてお伺いをしたいと思います。

この熱中症に対して、親御さんや児童・生徒たちにどのように呼びかけているのか、また広報しているのかお伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 熱中症に関する保護者や児童・生徒への呼びかけについてであります。各学校では、教育委員会からの熱中症に関する通知や資料等を受け、熱中症が懸念される時期よりも早い時期に保健だよりや学校だより等に熱中症に関する情報及び対策について記載し、家庭へ周知しております。あわせて、児童・生徒に対しても、全校朝会や学級指導を通して熱中症の症状や具体的な対策等を伝えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。先ほどの高齢者の呼びかけもそうですが、やはりこれは継続的に行うということは非常に重要なことだと思っております。

続きまして、部活での熱中症対策についてでありますけれども、御存じのとおり、山形県米沢市で中学生が部活終了後の死亡事故を受けて、対策を強化していると聞いております。また、その後には北海道の伊達市におい

ても、小学生がグラウンドで体育の授業を受けた後、屋内での移動中に倒れ、死亡していることがございました。当市の対策について改めてお伺いしたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市の取組につきましては、熱中症ガイドラインに基づき、各学校において熱中症予防運動指針に準じて活動場所や内容の変更等、柔軟に対応しております。また、環境省からの熱中症アラート、こういったものも活用し、熱中症の危険性がある日については部活動の中止や内容の変更等しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。この熱中症、やはりかなり気温等が上がって本当大変な状況だと思います。やはり決断というのはすごく大事だと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

やはり、夏場の激しい運動は体温が当然上昇しやすく、熱中症になりやすいと思います。30度以下でも、気温が25度前後でも湿度が50%以上であると増えると言われております。東京でも夏日が31日続きました。今後、毎年この暑さが続くと思われておりますので、十分注意を払い、対応をお願いしたいと思います。

続きまして、日傘の使用についてでありますけれども、この日傘についてはかなり有効だと私は考えております。頭部の体温が4度から9度、また全身の体温度が1度から2度低下し、効果があります。

実は先日、暑さで知られております熊谷市の教育委員会の担当部、また熊谷西小学校、児童が523名のところですが、訪問をさせていただきました。熊谷市は、熱中症対策として小・中学校45校に傘を差して登校するように推奨をしております。特に、昨年9月には暑さ対策として「通学で日傘をさそう事業、暑さに負けるな！熊谷の元気な小学生を応援します！」として、市内の小学生全児童約9,000人に日傘を配付しております。傘の配付後、利用者に関して、親御さん、また児童からアンケートを実施いたしました。いずれも大変好評だったと聞いております。

夏休み明けの新学期の初日に私は訪問をさせていただきました。当日は気温は36度でありましたけれども、児童の下校の様子を拝見をさせていただきました。数多くの児童が傘を差し、元気に下校しておりました。傘も軽量で、黄色で裏面は黒で、マークつきのオリジナルの傘でございましたけれども、1年生も無理なく差していました。コストも安く抑えられておりました。1本当たり748円と聞いております。実は、当日私、学校に行きましたら、駐車場が実は満車でありました。校長先生とお話を聞きますと、暑さ対策、暑さのため迎えに来る親がすごく多いということでした。特に、比較的の学校から遠い児童に関しては親が迎えに来ているケースが多いということでありました。

この熊谷市の学校では、傘差しの登校の5つの効果を期待して推奨しておりますけれども、1つは、日差しから身を守る。2つ目は、他の人と一定距離を保つ。3つ目としては、他の人と一定の距離を保つことができるのでマスクを外すことができる。4点目として、傘を差すことで周囲から目立ち、安全に登下校できる、5つ目として、日頃から傘を使用することで、突然の雨にも対応できる。

この傘差しですけれども、兵庫県の丹波市でも市立前山小学校で熱中症予防のための登下校時に差せる日傘を購入して、全児童に貸出しをしております。また、9の都・県・市、これは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市と連携をしまして情報発信を行っております。そして、日傘利用の普及の推進にチラシも作成しております。それだけ日傘が重要だということだと思います。ぜひ、児童・生徒たちに日傘を差し、体感できるように呼びかけていただきたいと思います。

また、貸出しについても積極的に行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 日傘の効果ではありますが、日傘の効果も把握しております。本市では、今年度、急激な気温上昇が見られた日におきましては、教育委員会から注意喚起メールを定期的に市内全校の管理職へ送っており、環境省が提示している熱中症予防ポイントとしての、喉が乾く前に小まめに水分補給をする、あとはエアコン、扇風機を上手に使用する、外出時には日傘、帽子を着用する、あとは緊急時、困ったときの連絡先を確認するなど、具体的事例を参考送付し、各学校で児童・生徒の実態に応じて活用しております。よって、日傘につきましては、雨傘と同じように登下校で使用することが可能となっており、使用に関しては各家庭の判断で行っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この傘についてですけれども、貸出しについてですけれども、この貸出し等を行ってのかお伺いをしたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校では、急な雨等に対応できるように雨傘の貸出しを行っている学校はあります。また、学校の天候状況により、日傘ではありませんけれども、日よけで、必要な場合に貸出しをしている学校もございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 日傘は暑さ対策に対して本当に非常に有効だと思っております。日中日陰にいるだけで体感がかなり違います。今後間違いなく気温の上昇が考えられますけれども、日傘の配付を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 暑さ対策や熱中症対策として、日傘の使用はとても効果的であると認識しております。ただ、使用に際しましては、片手または両手が塞がってしまうことや、風がある日や車が近くを通るときには風にあおられてしまうことなどもございますので、そういったことを踏まえながら、状況により、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この傘ですけれども、当然雨のときは、登下校、皆さん、子供たちは傘を差してるわけですね。そのため特に問題はないのかなど私は思っておりますけれども、今お話したように例として熊谷市がよい事例になりますので、ぜひ調査研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、お隣の武蔵村山市の小学校には冷水機を設置しております。また、親御さんから給水機の設置をしてほしいという声を聞いておりますけれども、小・中学校にマイボトル用給水器などの設置については検討できないのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校の冷水機につきましては、市内の中学校で設置している学校はございますが、ほとんど利用されていないと聞いております。現在、一律に全校への設置を行う予定はございませんが、各学校へは備品購入費を配当してございますので、各学校におきまして必要と判断された場合には設置することが可能と認識してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 中学校ではほとんど利用していないということですが、これはなぜでしょうか。お分かりになりますか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 中学校で冷水機の利用がない理由についてでございますが、アンケート等は

実施していないため、確認はできておりません。ただ、要望等はないと聞いてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 武蔵村山市の小学校のこの給水機についてお話を聞かせていただきました。ここは外遊びや体育の後、よく利用しているようです。また、水筒の中身が空になったら補充をするように呼びかけております。特に1年生に関しては給水機に届かないため、担任が入れてあげるといふことでもあります。ぜひ参考にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、特に夏場の登下校に関してですけれども、持ち物を軽快にしていきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) 夏場の持ち物につきましては、暑い日にランドセル等で背中に熱が籠もることなどから、勉強道具等の分散携帯、手提げ等の軽装の推進について、校長会等で周知しております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 暑さ対策については、学校により様々な工夫をし、対策を取っております。後ほどもやりますけれども、ノーランドセル登下校も一つの対策として情報収集もしていただきたいと思っております。

夏場、重いランドセルが背中にべたっと張りついて、汗だくで帰ってくる子が多い。私もよく見かけます。顔を真っ赤にして帰ってくる。背中の蒸れを軽減するランドセルパッドというものも有効であると聞いております。これ御存じだと思いますけれども、兵庫県のたつの市では、当時小学校5年生が市長に対して手紙を送り、話題となりました。「毎日とても暑いです。汗をいっぱいかいて顔やせなかがびしょびしょで頭がボーッとします。工事のおっちゃんを着ている空調ベストや、顔や肩が日陰になる日傘のような大きな帽子が欲しい」と要望をしました。たつの市では3年前に冷感タオルを全児童に配付、この手紙を受け、さらなる対応として全児童に冷却パッドを配付しております。夏場はまだまだ暑くなると予想されております。今後、冷感タオルや冷感パッドなど、配付をできないのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 冷感タオルや冷却パッドの配付についてでございますが、現在ランドセルの蒸れ対策等につきましては、最近では通気性を重視した素材や背中に当たる部分に段差をつけ、密着しない工夫をしたもの、高い吸放湿性のある素材を使用したものなど、様々なランドセルございます。また、小学1年生につきましては、交通安全を主な目的とするものではございますが、市から帽子の配付をしているところでございます。暑さ対策などにつきましては、そういったことを踏まえながら、状況により調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) これも一つの対策として検討もお願いをしたいと思います。

続きまして、例年当然暑さが増しておりますけれども、夏場が長引く中で、状況によってオンライン授業に切り替えることも必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) 今後、厳しい暑さが長引き、通学させることに支障が及ぶようであれば、選択肢の一つであると認識しております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ぜひ、この暑さ、今年も暑かったですけれども、来年も同じよう、また今後極端なこと言うと40度になったらどうなるんだろうという、そういう状況もございます。ぜひ、様々な部分の検討もお願いしたいと思います。

続きまして、熱中症に対する市民への広報についてお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市民への広報についてでございますが、市報や市公式ホームページにおきまして、熱中症に関する防止対策や応急手当、また環境省や東京消防庁救急相談センターのホームページについての御案内もしております。熱中症警戒アラートが発令された場合におきましては、市公式LINEへの掲載、安全安心情報送信サービスによるメールの配信、市内公共施設や駅、銀行、郵便局などへファクスにて情報提供を行っております。さらに、来庁された方へは、庁内放送により注意喚起を行っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 本当に注意喚起はすごく重要だと思います。放送等でも聞きますけれども、やはりまだ聞こえないとか、そういうこともありますけれども、ぜひ周知を徹底をお願いをしたいと思います。

続きまして、3番の日野市の取組のクールスポットについてでありますけれども、このクールスポットなど、地域包括連携協定についてでありますけれども、協定先で熱中症対策に取り組んでるものはあるのか、あればどのような取組を行っているのかお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 地域活性化包括連携協定による熱中症対策の取組についてでございますが、市におきましては、大塚製薬株式会社との協定に基づく連携事業として、注意喚起のポスターやチラシを作成しております。また、同社作成の動画を市公式ホームページに掲載し、啓発を行っております。

以上でございます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 続きまして、同じく大塚製薬株式会社との熱中症対策に関するその他の連携事業ということでございますが、これまで、市民の皆様等を対象にいたしまして、熱中症に関します知識習得と防止対策などについて情報提供を行います熱中症対策セミナーというものを実施してございます。また、令和5年度、今年度につきましては、地域におきまして熱中症対策の啓発普及活動を行うための専門的な知識の習得を目的といたしましたオンラインによります熱中症対策アンバサダー講座というものを実施してございます。こちらについては、市の職員ですとか学校職員、また地域の介護予防リーダーの皆様等のボランティア関係の方々に御参加いただいております、現在も実施中でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。それぞれ取組を行っているということですが、日野市も大塚製薬と地域包括協定をしている事業として、特に熱中症に対する取組を強化をしております。高齢者世帯訪問での連携、クールスポットでの連携、高齢者及びその関係者を対象とした熱中症対策への取組、子供及びその関係者を対象とした熱中症対策への取組、市内事業者を対象とした熱中症対策への取組、また先ほども触れましたけど、クールスポットでの連携として、ステッカーの作成、サロンなどで熱中症に対する講座を開催、また高齢者向けにイオンウォーター配布等も行っております。当市でも大塚製薬と協定をしておりますけれども、状況に合わせた取組はできないのかお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 当市の状況に合わせた取組についてでございますが、他市の先行事例について情報収集を図り、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 壇上でも私は触れましたけれども、冷房施設を有する公共・民間施設、クーリングシェルターについてでございますけれども、これは熊谷市でモデル事業として行っております。暑さからの避難場所として施設や商店を一般開放しております。

また、先日は日野市の熱中症対策についても視察をさせていただきました。日野市のクールスポットは高齢者向けに取り組んでいるものというふうにお聞きをいたしました。「外出時の熱中症予防にちょっと涼んでいきませんか。クールスポットにお立ち寄りください」のプレートが掲示をしてあります。夏場の休息の場として提供されておりますけれども、これに対して私も幾つか伺い、確認もさせていただきました。当然商店や薬局、信用金庫、当然庁舎もあるんですけども、信用金庫と保健センターにお邪魔させていただきました。信用金庫に行きますと、「クールスポット」というプレートがあります。自由に高齢者等が買物ついでに、暑くなると休憩できるという形になっております。こういうことが幾つもございます。また、保健センターにおいてもクールスポットがあって、そこに休んで、また涼んでから帰る。そういう状況があります。

特に、クールスポットというのは重要な取組だと私も思います。調査研究するということですが、特にこれに関してはそんなに予算がかかるものではございません。本市としても大塚製薬との協定を結んでおりますので、ぜひ日野市や熊谷市の取組を参考に検討していただきたいと思います。

続きまして、マイボトル用給水器の設置についてでありますけれども、現状、冷水機の設置については確認をさせていただきましたけれども、清原市民センターに設置した経緯についてまた伺うとともに、桜が丘市民センターの2階には給水機が設置されていたと思いますけれども、相当前に故障して使用ができなくなっております。使用できるようにしないのかお伺いをしたいと思います。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 清原市民センターに設置されております冷水機についてであります。都営東京街道団地の建て替え工事において東京都によって整備されたため、詳細な経緯は把握してございません。

また、桜が丘市民センター2階の給水機につきましては故障していることは把握しておりますが、修繕につきましては、今回の補正予算にも計上させていただきました排煙装置の交換など、ほかにも修繕が必要な箇所がありますことから、優先順位をつけて修繕を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** それぞれ優先順位が様々あると思いますけれども、やっぱりこの夏場時期、今までであったものが使用できないというのはやはり市民にとっても困ることだと思いますので、ぜひ優先順位の中に入れていただきたいなと思っております。

続いて、現在もCO<sub>2</sub>削減と熱中症対策としてマイボトル用給水器を設置をする自治体が現在増えております。先ほどもお話をしましたけれども、日野市のクールスポットとともに、令和4年にウォータースタンドと協定をして、主要施設、市役所、保健センター、中央公民館、社会福祉協議会、図書館、公会堂、12か所に設置しております。今後は市内公共施設29か所に順次設置をする予定でありますけれども、今年も異常な危険な暑さが続いております。今後、夏場が長期化して気温上昇が予想されます。市として、ほか主要施設、また保健センターや市民センター、公民館、図書館などに設置をできないのかお伺いをしたいと思います。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 市の公共施設への給水機等の設置の検討についてでございますが、まずは他市の先行事例について情報収集を行い、その効果について確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。先ほどから何度も言っておりますけれども、この暑さは毎年続くと思われまして。さらに気温が上昇すれば対策を強化しなければいけないと思います。ぜひ、日野市や熊谷市など先進事例を参考に情報収集をして検討していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。



これで熱中症対策については終了いたします。

続きまして、ひきこもり支援についてお伺いをしたいと思います。

まず、1番目の相談窓口の件ですけれども、相談窓口が一本化されて相談コーディネーターが配置されたことで、相談件数、内容等、分かる範囲でお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 令和5年7月3日から相談を開始いたしまして、7月の末までの延べ件数は17件であります。内訳といたしましては、来訪相談が9件、電話相談が7件、メールによる相談が1件であります。ほとんどの相談につきましては家族の方からの相談であります。内容につきましては御両親によるひきこもり状態のお子さんの相談が多いという傾向にあります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。開始約1か月弱で17件あったということですが、これは専門の相談窓口ができたことで、私は相談しやすくなったのではないかと思います。今後とも、引き続き市民に寄り添った対応をよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、全世帯を対象にした実態調査についてでありますけれども、令和4年度に行われた内閣府の調査では、ひきこもりは15歳から64歳の50人に1人、推定146万人とされております。そのうち、40歳から64歳の52%が女性と言われております。江戸川区では大規模な実態調査が行われ、視察もさせていただきましたけれども、これまで見えてこなかったひきこもりの人たちの困り事やニーズなどが見え、潜在化したひきこもりが行政につながっております。そこで、この調査後、どのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） この調査によりまして、どのようなニーズがあるのか、またどのような支援体制を構築していくべきか、支援が途切れないような場合の分析や改善につながるように生かしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 江戸川区は調査で、当然全ての回答はないわけですが、回答がなかった世帯へ訪問を実施しておりますけれども、本市としてはどのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 調査後の訪問につきましては賛否両論ございましたことから、本市におきましては、返送のない世帯への戸別訪問は考えてございません。訪問自体が重荷と感じてしまう場合もございますため、訪問しないことを配慮することも必要であると考えております。

また、返送がなく、調査での把握が困難な世帯に関しましては、市がひきこもり支援をしているということについて様々な手法で広報や周知を行っていくことが必要であると考えております。他の自治体の取組を情報収集しつつ、本市に最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それぞれ市によって様々だと思いますけれども、やっぱり大事なことは今後居場所づくりをする必要があると考えておりますけれども、市の認識についてお伺いをいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） まず今回の調査で判明した方への相談支援や居場所づくりを優先して行いたいと考えております。居場所づくりにつきましては、現在社会福祉協議会において、民間施設を活用したカフェの取組の準備を進めているということをお伺いしております。また、民間施設や空き店舗や空き家を活用した居場所づくりなど、他の自治体の取組を情報収集して研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 先日ですけれども、女子に関するひきこもりの現状について報道されておりました。その中で、当事者に聞いた生きづらい状況を軽減、改善した変化について、これに関して、安心できる居場所が見つかったというものが最も多くなっております。

特に、ひきこもりについて先進的に取り組んでいる岡山県総社市、これ人口7万弱ですけれども、ひきこもりを地域社会の課題として捉え、平成29年度から市事業として積極的なひきこもり支援を展開をしております。これは社会福祉協議会に委託をして実施をしておりますけれども、平成29年の4月から相談支援、サポーター養成、居場所づくり、実態把握、社会参加、就労支援、ネットワーク構築を一体化に実施、常設の居場所として「ほっとタッチ」を開設して、平成30年、市役所、社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所としております。

また、専門職に加えてひきこもりサポーターの力を借りて、今後実施2か所目の常設の居場所、「ほっとタッチぼえむ」を令和3年4月に開設をして、古民家を借り上げて実施をしております。ぜひ参考にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、ひきこもりについては包括支援センターとの連携が重要であると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 社会福祉協議会のひきこもり支援コーディネーターと市内の地域包括支援センターである高齢者ほっと支援センターとの連携を密に行うことによりまして、ひきこもり支援を充実させていきたいと考えております。このような体制の充実に伴いまして、関係機関との連携体制の構築も図りたいと考えておりますことから、ほっと支援センターにも参加を呼びかけたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 日野市でも、地域包括センターと連携をして様々ひきこもりの取組を行っております。ぜひそれも参考にしていただきたいなと思っております。

それでは、ほかに取組はないのかお伺いしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 令和5年12月に非課税世帯等の臨時特別給付金の業務が終了いたします。その後、くらし・しごと応援センター そえるを2階の相談室に移転することを考えております。現在のひきこもり支援コーディネーターと、そえるの連携をより強化しまして、ひきこもり支援を行える体制づくりの一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、他の自治体の先進事例の情報収集を継続して行いまして、当市で可能な活用をしていきたいと考えております。ひきこもりの方はいきなり就労につくことは困難と考えられますため、近隣自治体で行っております例えば短期就労トレーニングやあるいはソーシャルファームのような取組の事業について、メリットやデメリットなどを情報収集して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、③のひきこもりUX会議についてですけれども、これに関しては、また別途、今月の1日の市報に、ひきこもりUXママ会の開催が掲載をされておりました。広報するというところで、少しでも理解が深まればよいと思っております。

私も、7月に武蔵野市で行われた、ひきこもりUX会の「つながる待合室」という交流会にも参加をさせていただきました。これに関しては、ひきこもりの一端に触れさせていただき、支援の重要性を実感をしてまい

りました。当市として、初めてひきこもりUX女子会、11月に開催するということですが、ぜひ実のある会になることを期待しております。よろしくお伺いをしたいと思います。

そして、昨年実施したひきこもりに関する講演会についてでありますけれども、この状況と、今年度開催の詳細が決定をしていればお伺いをしたいと思います。

- 福祉推進課長（山田茂人君） まず、昨年度実施いたしました講演会についてでございますが、ひきこもり等、生きづらさに悩む方、御家族、また支援者及び関心のある方などなたでも参加できるということといたしまして、開催させていただきました。第1部として、基調講演「ひきこもりへの理解、家族や身近な人にできること」という題名で行いまして、その後休憩を挟んで、第2部として座談会を実施いたしました。座談会の内容といたしましては、ひきこもりの経験者による対談や質疑応答で、内容といたしましては、引き籠もっている期間に周囲の人にしてもらえてうれしかったこと、またひきこもり支援に必要なことという内容で、登壇者の方は全て一般社団法人ひきこもりUX会議の理事の方にお伺いをいたしました。

日時は令和5年3月19日の午後2時から4時で、場所は中央公民館ホールで実施いたしました。定員は100名に対しまして参加者は80名でございました。結果につきましては、ひきこもり当事者、家族、ひきこもりに係る支援に携わっている方に対して講演や座談会を実施することで、ひきこもりへの理解の促進が図られまして、参加者の方々にも好評であったというふうに認識しております。

今年度につきましても、令和6年3月に中央公民館のような規模の大きさを持つところ、場所を会場にいたしまして、ひきこもりに関する啓発を目的とした講演会を開催する予定でございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） このひきこもりの講演会についてはかなり皆様期待をしている方も結構いらっしゃると思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。東大和として、ひきこもりに関する支援の取組がようやく進み出しました。改めて感謝をいたします。誰一人取り残さないためにも、今後とも御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

これでこの項は終了いたします。

続きまして、3番目の学童保育についてお伺いをしたいと思います。

学童保育の待機児童の現状と対策についてでありますけれども、学童に対して、親御さんやまた市民から要望など、問合せがあるのかお伺いをしたいと思います。

- 青少年課長（石川博隆君） 学童保育所の入所につきましては、こちら毎年度申請をいただいて審査を行い、入所決定するものでございますけれども、例えば2年生から3年生、また3年生から4年生といった学年進行するお子さんの学童保育所の入所申請が保留となって、そういった通知がお手元に届いたときなんかは、今年度まで通えたのに来年はどうして通えないのかとか、またそういったお問合せですとか、今まで通っていたから来年度も同じとこに通わせたいとか、そういった御要望を受けるということがございます。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 市のほうに問合せ等があると思いますけれども、私も同じような問合せも何度か受けたこともございます。令和5年5月1日現在で待機児童数が39名との御答弁でしたけれども、学童保育所別の待機児童数と傾向についてお伺いをしたいと思います。

- 青少年課長（石川博隆君） 令和5年5月1日現在の待機児童数39名、学童保育所ごとの内訳でございますが、第三クラブで5人、第五クラブで13人、第六クラブが8人、第七クラブが5人、第九クラブが7人、第十クラ

ブが1人ということで、令和5年度は第七、第九小学校がある市の北西部と第三、第五及び第六小学校がある市の南東部ですかね、こちらのほうで待機児童が多く発生してる状況になってございます。これを学年別で見ますと、小学1年生が10名、2年生が9名、3年生が7名、4年生が9名、5年生が4名というふうになってございまして、中学年から、それから最も学童保育が必要な小学1年生まで待機児童が発生してる状況になってございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 待機児童が39名ということで、1年生が10名ということで、多いと思いますけれども、また現時点での別に課題等はあるのかお伺いをしたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所におけます待機児童を解消することと、それから過密な状況になってます学童の保育環境を改善するために、学校内学童保育所の導入というのを、これを計画的に進めているところなんですけれども、これが全体的な利用希望者のニーズにはなかなか追いついていないというのが課題であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 学童保育については、今議会の一部を改正する条例で第二小学校内の学童保育所の受入定員は30名程度ということでしたけれども、第二小学校に学童が開設をすることで、現在の待機児童の数に変化があるのか、また待機児童解消のため、今後小学校内に優先して開設していくということでよろしいのかお伺いをしたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 第二小学校内の学童保育所の予定定員というのは、30名という形で想定をしております。

また、学童保育所の第二クラブを第1希望として申請をして入所保留となった場合ですけれども、近隣の社会福祉法人が運営しております立野第一及び第二学童クラブというのが利用ができたりですとか、またランドセル来館を一時的に利用できるということがございますので、こういったお子さんについては待機児童としては計上しておりませんので、今回のような待機児童数の全体に変動はございませんが、南街市民センターの中の第二クラブ及びなんがい児童館を利用してる利用児童数は減少して、混雑状況が緩和されるものというふうに考えてございます。当面、学童の人数が引き続き高く推移するものというふうに考えられますので、待機児童数の多い地区の小学校について、学校内学童保育所の導入の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この待機児童解消のためですけれども、様々要望等がございます。今回のこの2番目の障害者の保護者からの問合せでございますけれども、中学生の受入れというものに関しては現時点では困難であるということでありました。

今回質問をしたのは、市内の障害を抱えている共働きの親御さんから御相談を幾つか受けました。ここで一つ紹介をさせていただきます。

私の息子はダウン症を持っていますが、現在毎日楽しく小学校へ通っています。我が家は共働き世帯です。息子は小学校6年生ですが一人で留守番ができないため、学童保育を利用させていただいております。しかし、東大和市では学童保育を利用できる対象者は小学生までの児童です。そのため、来年度から中学生になる息子の預け先に困っています。障害のある子供は放課後等デイサービスを利用できますが、近年放課後等デイサー

ビスの利用時間は短縮傾向にあり、朝から夕方まで働く家庭においては補えない時間帯が生まれています。このような悩みを抱える家族は我が家以外にも存在をしています。その方々とともに学童の利用対象者を中学生まで広げてほしい、との切実な要望でありました。

先日、学童保育所に障害のある中学生を受け入れている国分寺市、国立市にお伺いをさせていただきました。国分寺市に関しては、平成15年から障害のある中学生を受け入れております。当時、平成15年ですから放課後等デイサービスがなくて、多くの障害のある中学生を受け入れていたということです。現在は6名を受け入れていて、国立市は今年度から試行実施で1名を受け入れております。この1名の方も先ほど紹介をさせていただいた方と同じ状況だと聞いております。この両市とも、うちと違うのは待機児童ゼロということで聞いておりますので、本市として待機児童が解消した上で実施の検討をできないのかお伺いをしたいと思います。

○**青少年課長（石川博隆君）** これまでの繰り返しの御答弁ではございますが、市におきましては、働き方の多様化ですとか女性の就業率の上昇によりまして、少子化傾向にもかかわらず学童保育のニーズが高止まりしてる状況にあります。これからも地域ごとのニーズを適切に把握し、まずは待機児童の多い地域の小学校に学校内学童保育所の導入を進めてまいりたいというふうを考えてございます。その先で、少子化のさらなる進行に伴って、将来的に学童保育所ですとかランドセル来館ですとか、そういった事業のニーズが減少に転じるような段階に合わせて調査研究を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。当然、現状待機児童があるわけですから、ぜひ解消に向けて取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

この項は終了いたします。

続きまして、4点目の放課後等デイサービスについて再質問をさせていただきます。

待機児童の数ということは把握をしていないという答弁でしたけども、日頃施設との連携において感じるものがあるのかお伺いをしたいと思います。

○**障害福祉課長（大法 努君）** 近年、全国的に放課後等デイサービスの利用者が増えており、市内においても同様の傾向があります。また、利用者増加の要因の一つでもあります発達障害のある児童や生徒の増加に伴い、知的障害のある児童・生徒を中心に支援をしてきた事業所においては、これまで培ってきた支援力や支援の質では対応がし切れず、支援の難しさから保護者のニーズに十分に切れ切れていないとの声を事業者から伺っております。事業者におきまして、幅広い障害特性のある方を支援することに関して体制的な難しさがあるものと認識しております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 先ほど、待機児童の、学童についてもお話をさせていただきましたけども、それにつながる放課後等デイサービス、障害者についてですけども、これ市民からの問合せと相談等はあるのかお伺いをしたいと思います。

○**障害福祉課長（大法 努君）** 問合せや相談という形ではございませんが、ケースワーク業務における個々の支援におきまして、保護者の方からの希望していた事業所が利用できなかった、あるいは希望していた日時での利用ができなかったとの声をいただいたことがございます。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** それでは、現時点でのこの放課後等デイサービスについての課題についてお伺いを

したいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市長答弁にもありましたとおり、現在厚生労働省において障害児通所支援に関する検討会を通じまして、放課後等デイサービスの在り方について議論してるところでございます。その課題としては、保護者の就労等による預かりニーズを踏まえ、放課後等デイサービスにおいても受け入れることの必要性や、支援内容が預かりに偏っているとの指摘があることから、支援の質の確保を図ることなどが挙げられております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 待機児童は把握してないということですが、様々聞いてみると、やはり預けたいけど預けられないという、そういうお声を聞いております。待機児童解消のために、今後新設の考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 全国の様々な地域で事業所を運営している事業者から市に対しまして、市内に事業所を開設したい旨の事前相談がございます。市におきましては、市内における放課後等デイサービスの質を保つ観点から、事業者の理念や経験、実績などを伺いまして、責任を持って運営ができる事業者であるのか適切に見極める必要があると認識をしております。一方で放課後等デイサービスの利用希望者は増えていることから、事業者の指定権限を有する東京都と連携し、市内における的確な事業所の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。やはりまだまだ待機児童があると思いますので、どうか事業者からそういった相談があったときに調査をさせていただいて、ぜひ新設ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

先ほども、重なりますけど学童のところにも触れさせていただきました。共働き世帯が増え、預けられなくて困ってる方がおられます。特にフルタイムで働いてる親御さんは、預けられない場合、仕事を辞めるか短時間勤務に変える必要があります。市民から要望があるということをぜひ事業者に対し働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 先ほど答弁させていただきました国における障害児通所支援に関する検討会において、学童期、思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要であるとの考えが示され、今後ガイドラインの改定も予定されております。

市におきましては、サービス提供時間の延長について、これまでのところ、事業者の経営に直結する問題として、事業者に対して具体的な働きかけは行っておりませんが、機会を捉え、利用者からいただいている声を事業者に伝えるとともに、今後の国の動向にも注視をして、ガイドラインの改定があれば速やかに事業者へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） なかなか、経営上のことでなかなか踏み込んでいけないというのは分かりますけれども、しかしながら、やはりこういった状況だということをぜひ事業者のほうにお伝えいただいて、その事業者がもしかしたら対応、サービスの向上ができるかもしれませんので、ぜひお願いをしたいと思います。

現状、対象者となる児童・生徒が増えてく中で様々な課題があると思います。壇上でも述べさせていただき

ましたけども、それ以外にも現行制度では対応できない高校などに進学しなかったサービスについても、利用者のニーズに応えられるよう、情報収集をしながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で4番目の質問は終了いたします。

最後に、5番目の災害時要配慮者への取組についてお伺いをしたいと思います。

令和3年第2回の定例会において、御答弁では要配慮者おおむね1,400名とのことでしたが、現状の人数と傾向についてお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在の名簿登録者数でございますが、令和5年7月12日時点におきまして1,339名でございます。傾向につきましては、若干の増減はございますが、おおむね1,300名から1,400名で推移しております。傾向につきましては、増加もせず減少というほどのことでもなく、ほぼ横ばいであることを認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。私は増えているのかなと思いますが横ばいで、でも現実問題1,400名近くいるということですか。

市長の答弁で、この個別避難計画についてですけども、現在登録者1%と進捗が見られないようですけども、要因はどのようなことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 個別避難計画には、要支援者の状況を詳しく把握した上で配慮すべき事項や避難支援者等の情報を記載する必要があります。個別避難計画の作成支援者や避難支援者の確保が困難であるということが要因であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々な情報が必要なので困難だということですけども、令和3年4月に成立した改正災害対策基本法について、実効性が期待できる個別避難計画を作成するよう市町村に努力義務が課せられております。国から5年間の検討期間が示されてるとのことでしたが、残り約2年半、個別避難計画の作成に必要な市内各地域の実情の把握に努めてまいりたいという市長の答弁でしたけども、どのように進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在、要支援者名簿を提供している自治会等からは、適宜地域の実情を伺っております。引き続き、関係機関及び庁内の各部署との連携を図りながら地域の実情の把握に努め、課題を整理し、実効性のある個別避難計画を作成し、活用するための取組を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） あと、自治会やマンションの管理組合の働きかけについてですけども、これについては大事な取組だと思っております。自治会の会合やマンションの連絡協議会などに事業の案内をする必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 自治会やマンション管理組合から事業説明の御要望をいただきましたら、可能な限り対応してございます。本事業におきまして、多くの方に知っていただくことが重要であると認識しておりますことから、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、自治会等、地域住民を対象に名簿や個別避難計画の説明や、要支援者の支援方法に関するグループディスカッション等を行う防災モデル地区事業を定期的に行うことでの働きかけも実施しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。この自治会、マンションの働きかけですけれども、マンションの連絡協議会というのは、桜が丘を中心にマンション連絡協議会が年数回行われております。私も参加をさせていただいておりますけれども、ここで出てくるのが、やはり個別避難計画の要配慮者へのことが出てきております。したいんだけど、なかなか情報について困難であるという話も聞いております。ぜひ丁寧に説明をしていただければと思います。

この個別避難計画については高齢者、障害者ごとに個別につくる必要があります、これは御苦労が当然あると思います。2024年にNECがデジタル化するシステムを提供するという情報がございました。本市においてもデジタル化に向けて研究をしていくということでしたけれども、様々課題があると思いますけれども、逃げ遅れを防ぐため、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

今回の一般質問に関しては、様々御提案、要望を数多くさせていただきましたけれども、一つ一つ大事な取組だと思います。ぜひ、実現に向けて検討していただきますようよろしく願いをいたします。

以上で私の今回の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時36分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森 田 博 之 君

○議長（東口正美君） 次に、10番、森田博之議員を指名いたします。

〔10番 森田博之君 登壇〕

○10番（森田博之君） 議席番号10番、自由民主党新政会の森田博之です。通告に従い、令和5年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、歳入確保と財源創出についてと、民間企業等との包括連携協定についての2点です。

まず1点目ですが、歳入確保と財源創出についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類になり、社会活動も徐々にコロナ禍前の状態に戻りつつあります。しかしながら、少子高齢化による課題、公共施設の老朽化などの解決すべき課題は山積みであり、その課題解決には、様々な施策の展開が必要となってまいります。施策の展開には予算が必要です。その予算確保のため、安定的な歳入の確保、新たな財源の創出が必要です。

以下、お伺いいたします。

- ①歳入確保の現状について。
  - ②歳入についての課題は。
  - ③歳入確保のためのふるさと納税等の寄附について。
  - ④財源創出のための新たな取組について。
- ア、企業誘致について。



イ、クラウドファンディングについて。

続きまして、2点目ですが、民間企業等との包括連携協定についてです。

市には様々な課題があります。その全ての地域課題を引き受けて解決していくことは不可能であり、解決に当たっては、市民や企業、地域団体など様々な方々の力を借りて、諸課題に対応していく必要があります。市が締結している民間企業等との包括連携協定は、実績もある連携協定です。この包括連携協定は、さらに活用していくべきと考えます。

以下、伺いたいします。

①包括連携協定における取組と課題は。

②今後の取組について。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくご願いたします。

[10番 森田博之君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、歳入確保の現状についてであります。第6次行政改革大綱に基づき、財源確保の取組を推進しておりますが、そのうち歳入の根幹である市税収入につきましては、納税管理及び徴収補助等業務委託により、民間の力を活用しながら収納率の向上を図っているところであります。

令和4年度決算におきましては、現年課税分及び滞納繰越分ともに数値は向上しており、全体で99.2%と過去最高値を更新しております。また、特定財源の確保につきましては、事業内容を工夫することで、国や東京都の補助金等を活用できるよう努めているところであります。

次に、歳入の課題についてであります。市税収入につきましては、生産年齢人口が減少する中で収納率の向上に努めるなど、収入額としましては一定の水準で推移しております。今後さらに生産年齢人口が減少していく中で、収入額をどのように維持していくかが課題であると考えております。

次に、歳入確保のためのふるさと納税等についてであります。寄附金を増やすため、これまで順次、返礼品の拡充等に取り組んでまいりましたが、今後返礼品のさらなる拡充やインターネット上での寄附金の受付を強化するため、令和5年度からふるさと納税業務委託を実施しております。

本委託は、ふるさと納税事務に精通した専門事業者により、より多くの市内事業者に積極的なアプローチを行い、冷蔵・冷凍品や特色ある品など、寄附者のニーズに合う返礼品を開拓するとともに、寄附を受け付けるインターネット上のポータルサイトを増やし、効果的な情報発信を行い、さらなる寄附金の増に取り組むものであります。また、市の地方創生の事業に賛同していただける企業からの寄附を募る、企業版ふるさと納税につきましても募集しているところです。

次に、企業誘致についてであります。地域経済の活性化を目指す取組として、本社や事業所などを誘致することで、雇用の拡大、税収の確保などにつながるものと考えております。市としましては、若者や女性の創業支援のほか、大きな土地を必要としないデジタル系などの企業誘致について、先進自治体の事例などの調査研究をしております。

次に、クラウドファンディングについてであります。クラウドファンディングは、寄附金の使い道としてより具体的な事業を示し、目標金額や募集期間等を定めて、不特定多数の方々に寄附を募るものであります。最近では国立科学博物館の成功事例がありましたが、クラウドファンディングは、事業内容が多くの方々の共

感や賛同を得られるものであれば、一定期間に財源を集めることができる仕組みでありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、包括連携協定における取組の現状と課題についてであります。現状としましては、民間企業等13社との間で包括連携協定を締結しており、各協定で定めた連携事項に基づき、行政課題の解決や地域活性化に資する取組を検討し、調整が調ったものから順次実施しております。

課題としましては、相手方により連携実績に差がある中、民間企業等有するノウハウ等を改めて確認しながら、協定がより効果的なものとなるよう、さらなる活用を進めていくことであると考えております。

次に、包括連携協定における今後の取組についてであります。市及び相手先の民間企業等の双方が積極的に連携事業の提案を行うことができるよう、適宜情報共有や相談を行い、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○10番（森田博之君） それでは、早速再質問をさせていただきます。

まずは、歳入確保の現状についてでございます。

壇上でも申し上げましたが、市の施策の展開には、安定的な歳入の確保、財源が必要でございます。近年の状況として、歳入全体の推移について教えてください。また、そのうち市税収入の傾向についても教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） 一般会計におけます過去5年間の歳入全体の決算額の推移について御説明させていただきます。

平成30年度につきましては約324億4,000万円、平成31年度につきましては約334億2,100万円、令和2年度につきましては約442億9,800万円、令和3年度につきましては約394億6,600万円、令和4年度につきましては約405億4,600万円でございます。

以上でございます。

○課税課長（星野宏徳君） 過去5年間の市税全体の現年課税分の調定額の傾向につきましては、平成30年度から令和2年度までは約122億円から123億円までの間で推移しており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、約120億円を下回ることとなりました。しかし、令和4年度につきましては、約125億円を上回る数値に回復しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますが、予算規模は、平成30年度の324億円から令和4年度の405億円、平成30年度と比べて、令和4年度は25%上昇しております。そのうち市税収入は2%程度の上昇で、全体の歳入の伸びに比べて伸び率は全く低いと。新型コロナウイルス感染症により、国や都の補助金等が入り、コロナ前の状況とは比べにくい状況かと思いますが、歳入全体から見ますと、市税収入の全体の割合は、平成30年度の約37%程度から30%程度まで落ちてきております。外部からの補助金にますます頼らざるを得ない状況になっていると感じますが、市はこの状況をどのように認識しておりますでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） まず、前提としまして、議員がおっしゃいますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました期間につきましては財政的に特別な状況であったため、その比較については実態が捉えづ

らいつと、このように考えているところでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症対策に関連しました国や東京都からの補助金等につきましては、おおむね10分の10の割合で収入できたことによりまして、歳入全体から見ますと市税収入の割合は低下しましたが、このような世界規模での感染症対策について、市が自主財源で対応することは非常に困難でありますことから、補正予算編成が多くなり、また予算規模も大きくなりましたが、有効に活用ができているものと、このように認識しているところでございます。

また、このような状況におきましても、市税の収入額はおおむね一定程度の水準を保つことができまして、収納率につきましては、他団体が減少する中、増加をしてきたところでございます。その取組につきましては成果が出ているものと、このように認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。財政規模は大きくなったけれども、そのほとんどは新型コロナウイルス感染症対策によるもの、補正予算編成も大きくなったけれども、予算は有効に活用できていると。また、市税の収納率についても、他団体は減少させている中、東大和市の市税収入は一定の水準を保ってきていて、収納率向上の取組の成果ができていますと認識しているということで、収納率の向上に取り組んできたことについて評価していいと思います。

コロナ禍とはいえ、令和4年度は市税収入125億円と、以前の収入を上回る数値となりました。この状況を市はどのように分析しておりますでしょうか。

○課税課長（星野宏徳君） 令和4年度の市税収入の主な増加理由ですが、市・都民税につきましては、納税義務者や課税所得の増加、法人市民税につきましては法人収益の増加、固定資産税、都市計画税につきましては、既存家屋の新築軽減切れや新築家屋や企業の設備投資の増加、軽自動車税につきましては、登録台数や新車等の取得台数の増加、最後に、たばこ税につきましては、キャッシュレス決済による消費活性化事業等によるものと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 納税義務者の増加、法人収益の増加、たばこ税についてキャッシュレス決済による消費活性化事業などの多くの要因が重なり、市税収入の増加に影響したことが分かりました。

市長答弁では、市税収入は納税管理及び徴収補助等業務委託により収納率の向上が図られ、令和4年度決算においては、現年課税分及び来年繰越分ともに数値は99.2%と過去最高とのことでございます。収納率の過去の推移について、民間委託した時期から数字を教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 収納率の過去の推移についてであります。納税管理及び徴収補助等業務委託の実施開始が平成31年2月1日となりますことから、平成30年度からの市税の全体収納率、こちらは現年課税分と滞納繰越分を合わせたものでございますけれども、御紹介させていただきたいと思っております。

平成30年度におきましては、全体収納率97.5%でございます。平成31年度では98.3%、令和2年度では98.7%、令和3年度では99%、令和4年度、直近の数値でございますけれども、99.2%になっております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 5年連続で収納率が上昇し、令和4年度は収納率99.2%と過去最高値を更新しているということで、業務委託の効果が出てきていると評価いたします。しかしながら、0.8%は収納できていないということになると思います。この理由はどのようなことでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 収納できなかった0.8%についてでございますが、こちらは分割納付による債務履

行中や財産調査中などによるものでございます。なお、納税者または特別徴収義務者が、法定事由であります災害、疾病、事業の休・廃止、損失などにに基づき、徴収金をいつきに納付し、または納付することができないため、職権による強制徴収の手続を停止し、納税義務の消滅につながるようなものもこの中に含まれていると認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。そういうこととなれば、そろそろ市税の収納率は頭打ちになるのではないかと考えますけれども、市はどのような認識をお持ちでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 第6次行政改革大綱における推進計画により、市税の収納率の向上と維持に取り組んできております。令和5年度までに市税収納率を99%に向上させ、維持することを目的として掲げておりますが、計画に定めた目標値を上回る内容で達成することができたため、今後はこの水準を維持しながら、収納率の堅実な上積みを実現していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） おっしゃるとおり、この水準を維持しながら、収納率の堅実な上積みを実施、実現していく必要はあると思います。しかしながら、収納率の向上がこれ以上大きく見込めない現状において、他の歳入を考えていかななくてはならないと感じております。

御答弁の中で、特定財源の確保の話がございました。事業内容を工夫することによって、国や東京都の補助金等の活用に努めてるということでありました。近年ではどのような活用がありましたでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 事業内容の工夫により特定財源を確保した事例でございますが、例えば駅前広場の改修に当たりまして、うまべえのモニュメント等を設置することにより財源を得たこと、また公園の老朽化対策に当たりまして、併せて地面からの照り返しの熱を下げる遮熱舗装にすることによりまして、財源を得たことなどが挙げられます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 市では、収納率の向上、それから事業内容を工夫して、特定財源の確保に努めてることが分かりました。その努力に敬意を表します。しかしながら、収納率の向上も100%を超えることは考えられませんし、特定財源の確保を努めるにしても、10分の10の補助金というのもそうないと考えますと、歳入をどう確保していくかが課題になってくると思います。

続きまして、歳入についての課題は、ここに入ります。

市長答弁では、歳入についての課題として、現在は生産年齢人口が減少している中、収納率の向上に努めるなどにより一定の水準を維持しているが、生産年齢人口が減少していく中で、どう収入額を維持していくかが課題だとの答弁でございました。歳入についての今後の見通しについて、どのように予測し、どのようなビジョンをお持ちでしょうか。また、それに対してどのような取組をしようとお考えでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 歳入の見通しのうち市税収入につきましては、何も取組を行わなければ、生産年齢人口の減少に伴いまして減少していくものと考えてございます。そこで、選ばれるまちとなるために、総合計画「輝きプラン」及びまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに基づき、子ども・子育て支援施策の推進、また健康・高齢者施策の推進、都市の価値を高める施策の推進などを進め、人口減少の抑制に取り組んでるところでございます。

以上です。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

最近の東大和市の人口推移を見ますと、僅かながらでも増えているようでございます。人口増加の現状と人口減少の抑制に取り組んで具体的な内容があれば教えてください。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 住民基本台帳人口の推移につきまして、毎年1月1日現在の推移で申し上げますと、平成27年の8万6,162人をピークにしまして、令和5年には8万4,870人となっております、ピーク時に比べますと減少傾向となっております。

一方で、直近の令和5年9月1日現在には8万5,197人となっております、令和5年1月1日現在の人口8万4,870人から327人の人口増加となっております。これにつきましては、立野地域に大規模なマンションができたことが要因の一つにあると考えております。

また、人口減少抑制の取組についてでありますけれども、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランを定めまして、取組を進めているところでございます。具体例を挙げますと、子ども・子育て支援施策の推進では、人口の自然増を目指しまして、待機児童対策などの保育体制の充実、学童保育環境の確保・向上、学校におけます学習環境の充実などの取組を行っております。また、都市の価値を高める施策の推進では、人口の社会増を目指しまして、都市マスタープランの改定、特色ある公園の整備、観光ブランド・プロモーションの取組などを行っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） マンション等の住居ができると人口が増加するということになりますが、その分農地が減っているという傾向にもあるっていうのも、この辺はちょっとまた課題かなとも思っております。

人口減少の抑制の取組ですが、様々な取組を行ってようでありまして、評価いたしますが、人口の自然増はなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。人口増のためのプロジェクト的なことも必要じゃないかというふうに思っております。

続きまして、ネーミングライツなどの広告収入について、現在どのようになっておりますでしょうか。それに対する評価をどのように捉えているのか、また今後の方向性としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○行政改革推進担当課長（岩本尚史君） ネーミングライツにつきましては、現在体育施設等の愛称の使用に係る命名権について、株式会社ロンド・スポーツと協定書を締結し、命名権料として1年間で100万円の収入を得てございます。

またネーミングライツとは別に、広告収入としましては、市の公式ホームページ、市報、市民ロビーのコミュニティビジョン、庁舎案内板等の媒体に広告を掲載いたしまして、令和4年度につきましては年間で約585万円の歳入となっております。

現状の評価としましては、コロナ禍等で企業の業績が厳しい中、広告部門は真っ先に削減対象となりやすいものでございますが、広告主の皆様の御理解をいただきながら、何とか現状維持に努めているところでございます。

今後の方向性としてしましては、新たな広告主の確保は厳しい状況にございますが、引き続き広告代理店、他の自治体の取組例など情報収集を行いながら、現状を超えられるよう、新たな媒体につきましても研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 広告部門の削除対象となりやすいということですが、費用対効果ですから、おっしゃるように工夫して、新たな媒体の研究をすることも大事なというふうに思います。

今ある歳入確保はもちろん大事ですが、新しい財源確保の方法が必要となると考えますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 少子高齢化や人口減少の進展によりまして、財政状況がさらに厳しくなることが見込まれる中、新しい財源の確保が必要であり、令和5年度は新たな取組といたしまして、ふるさと納税事務の民間委託による返礼品の拡充や情報発信等の強化、また企業版ふるさと納税制度の活用推進などに取り組んでいるところでございます。

今後も他市の事例などを参考に、新たな対策等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（森田博之君） 令和5年度は新たな取組として、ふるさと納税の事務の民間委託による返礼品のさらなる拡充、情報発信等の強化、企業版ふるさと納税制度の活用推進など取り組んでるということでありました。こちらは次の項で再質問したいと思います。

歳入確保のためのふるさと納税等の寄附についてへ移ります。

まず初めに、寄附にはふるさと納税などの寄附と一般的な寄附とあると思いますが、その違いについて教えてください。

○総務管財課長（関根 崇君） 個人の方が行うふるさと納税による寄附と一般的な寄附についてでございますが、こちらはどちらも同じ寄附行為でありますので、種類として違いはございません。

なお、ふるさと納税につきましては、ふるさとや、ゆかりがあり応援したい地方公共団体に対し、寄附を通じてその思いを伝えるというものであり、その思いへ応える形で返礼品を送付できる制度となっております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 寄附金は市にとって貴重な財源だと思いますが、寄附金の収支、寄附によって市に入ってくる収入金額、寄附によって市外に出ていってしまう支出金額について教えてください。

○総務管財課長（関根 崇君） まず寄附の受入額でございますが、令和4年度におけます一般寄附の寄附額は、受入額は1,265万4,115円であります。また、旧日立航空機株式会社変電所の保存等のための寄附金につきましては、81万4,664円の受入額でございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ふるさと納税による市民税額の減についてでございますが、令和4年度の課税状況の調べの数値では……、失礼いたしました、約1,200万円の寄附収入があるということが分かりました。それにしても2億円の減ということでございますが、市にとって大きな減だというふうにあります。市はこの現状についてどのように捉えているのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市に入ります寄附金額と、また市から出ていく市民税の減の部分、このところを比較いたしますと、大きな減収額が生じているものと認識してございます。

また、市民税の減収額につきましては、こちらは普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額の減収額ということで、理論上はその75%が交付税で措置されてることになってございますが、それを考慮いたしましても影響は大きいものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 理論上、寄附金の75%で措置されてるということで、若干ほっといたしますけれども、2億円の25%、5,000万円は減収しているという計算になります。地方にとっては大変魅力的な制度で、これにより大きな影響、恩恵を受けてる地方もあると思います。しかしながら、東大和市としてみれば減収であります。その対策はしていかななくてはならないというふうに考えます。返礼品の拡充等は、その対策の一つだと思います。返礼品の拡充等に取り組みまれてこられたとのことですが、どのような返礼品の拡充がされましたでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 返礼品につきましては、平成29年3月に提供を開始いたしました。その際には、7事業者から18品目という状況でございました。その後、市内の事業者の皆様の御協力によりまして、農・商・工各分野から様々な品を御提供いただきまして、令和5年度当初の時点では、17事業者の68品目というふうになってございます。

なお、具体的な返礼品といたしましては、主なものといたしまして紹介いたしますと、LEDのスタンドですとか、粉ミルク、多摩湖梨、狭山茶、また人間ドック利用券、ステンドグラス製品などが挙げられるところでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 6年程度で10事業者の増、50品目の増ということで、地元生産者・事業者の発掘に御尽力いただいているということで大きく評価いたします。引き続き、地元生産者・事業者の発掘に御尽力いただくようお願い申し上げます。

市長答弁の中で、企業版ふるさと納税についてのお話でございました。もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。また、現在取り組まれていることがありましたら教えてください。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 企業版ふるさと納税についてでありますけれども、国が認定しました地域再生計画に位置づけられております地方公共団体の地方創生の事業に対しまして企業が寄附を行った場合に、法人関係税が最大で寄附額の約9割軽減される仕組みとなっております。この最大で約9割まで軽減される仕組みにつきましては、現時点では令和6年度末までとなっております。

企業版ふるさと納税を活用しまして寄附をした企業としましては、寄附金の約1割の負担で社会貢献などが実現できるものであります。

現在の取組でございますけれども、企業版ふるさと納税の人材派遣型を活用しまして、令和5年度から、第一生命保険株式会社の社員を任期付職員として採用しまして、その人件費に相当する金額を含んだ寄附金を第一生命保険株式会社から頂いております。また、周知のために市の公式ホームページでは、企業版ふるさと納税の特設ページを作りまして、制度の紹介などを行っております。また、企業版ふるさと納税を活用して寄附を希望する企業と自治体とをつなぐ、いわゆるマッチング事業者がおりますが、市では寄附金の確保を図るため、令和5年度からマッチング事業者2者と委託契約をしてるところでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ホームページを見ますと、任期付職員の方は、市の認知度向上のためのブランド・プロモーション強化業務に従事されてるということでございます。企業で培ったノウハウや専門知識を、このような制度で市に還元いただくことは、市にとってもとても有用なことでございます。積極的に御活用いただきたいと思っております。

寄附は、歳入の貴重な財源の一つ、税とは違い、寄附者の思いを形にしやすいものでもあります。大きな財

源になると思います。より工夫されることを望みます。

続きまして、企業誘致、財源創出のための新たな取組について、企業誘致についてでございます。

デジタル系などの大きな土地を必要としない企業誘致とのことでしたが、以前カシオさんがあった土地や西武線沿線の国の土地利用など、いずれも市有地ではございませんが、お考えがありましたら御教示ください。

○企画財政部長（神山 尚君） 企業誘致につきましては、今後調査研究していく必要があると存じておりますが、カシオ計算機の事業所の跡地につきましては、建物を取り壊した後も敷地を同社が所有し続けておりましたが、今後の利活用につきましては、所有者である同社のほうで検討されております。市としましては、その動向の確認を続けてるところでございます。

また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められておりますことから、桜が丘地域のまちづくりの将来像について、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（森田博之君） 東大和市において、市有地ではないですが、大きな土地は限られております。有効に活用できるよう御対応いただければと思います。

若者や女性の創業支援、デジタル系などの企業誘致について調査研究していきたいということでしたが、例えば現在お考えの業種などありましたら教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 現在業種の特定には至っておりません。引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 政府が力を入れてるスタートアップ企業などの企業誘致などについてはどうでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 具体的な検討はこれからとなりますが、スタートアップ企業などの企業誘致を含めまして、市としてどのような企業誘致ができるのか、先進市の事例などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 時代も大きく変わっております。市長答弁でもありました若者や女性の創業支援、デジタル系の企業、急成長してくる企業もあると思います。今は、都心部に必ずしも本社がなくてもよい時代です。企業誘致についても調査研究いただき、東大和市の地域経済の活性化、雇用の拡大、税収の確保につなげていただければと思います。

続きまして、イのクラウドファンディングの活用についてでございます。

歳入が見込みにくい時代において、市民サービスの維持、発展には、このクラウドファンディングが欠かせないのではないかというふうに思っております。今後検討してまいりたいとのことですが、今まで東大和市において取り組まれたことはあるのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） クラウドファンディングにつきましてでございます。

当市におきましては、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に向けました寄附につきまして、目標金額等を定め、募集していたことがございます。ただ、そのほかには、特定の具体的な事業につきまして、目標金額や期間を定めて寄附を募ったことはございません。



以上でございます。

○10番（森田博之君） 分かりました。

市長答弁でもございました国立科学博物館の事例について、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 国立科学博物館につきましては、日本で最も歴史のある総合科学博物館としまして、約150年にわたり、幅広い分野の標本ですとか資料を収集・保管してございます。その数は500万点に上るといってございますが、昨今の物価高騰等によりまして、標本や資料の収集・保管に要する経費負担が非常に大きな課題となっているということでございます。

こうした中、同館の館長ですとか副館長が自らPR動画に出演しまして、「地球の宝を守れ」ということを合い言葉にいたしまして、地球から与えられた宝物を、地球が存在し続ける限り守り抜きたいということを訴えかけ、また返礼品につきましては、この博物館の職員一同で趣向を凝らしまして、博物館ならではのオリジナル図鑑ですとか、また博物館のバックヤード見学ツアー、そして各種体験事業など、非常に独自色豊富なものを40種類以上をそろえたということでございます。この結果、目標金額1億円に対しまして、4万人以上の方から6億円を超える寄附が集まっているということでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） すばらしい事例かと思えます。工夫や思いによってお金は幾らでも集まるということのよい例かというふうに思えます。

市において、旧日立航空機株式会社変電所の保存以外には、特定の具体的な事業について寄附は募ったことがないとのことでした。ふるさと納税などのサイトで、ガバメントクラウドファンディングのサイトを見ますと、多くの自治体が参加しています。都内では、文京区が「親子を孤立させない！7年目の「こども宅食」でつながり、見守り、支えていく。」ということで、現在4,000万円もの資金を集めています。近隣でいえば、清瀬市が「都心に最も近いひまわり畑 清瀬ひまわりフェスティバルを再開、継続したい」ということで、目標100万円のところ51万8,000円で、目標には到達できなかったけれども、予約システムやイベントの専門家によるディレクションの導入、警備員など誘導人員の補強など、課題解決のために要した費用に活用されたようでございます。

このクラウドファンディングは、自治体が抱える問題を解決するための事業に、寄附金という形で幅広く寄附金を募る仕組みでございます。寄附者の思いを形にできるこの仕組みを積極的に使う手はないのではないかと思います。今後資金調達的手法として、このクラウドファンディングを活用することを強く要望いたします。

続きまして、民間企業等との包括連携協定について、①の包括連携協定における取組の現状と課題は、に移ります。

具体的な取組について幾つか教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 現在市が結んでおります地域活性化包括連携に基づきます主な取組、幾つか御紹介させていただきます。

まず、イトーヨーカドー及びセブン-イレブン・ジャパンとのフードロスの削減を目指しました商品の陳列棚への「手前取りPOP掲出事業」ということを取組をしたことがございます。また、コカ・コーラ ボトラーズジャパンとでは、ペットボトルの回収事業ですとか、また災害対策用自動販売機の設置などを行ってございます。また、森永乳業とは、母子手帳交付時や出生届提出時等におけます啓発品の提供がございまして、また、大塚製薬によります熱中症対策事業ですとか、また新型コロナウイルス集団接種会場への従事者への飲料水提

供などがございました。まだまだ具体的な事業につきましてはございますが、主なものとしては以上となります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 地域課題において、資金面、人材面など、自治体単独ではできないことを解決していくに当たって、包括連携協定における取組は大変有効な手段だと理解しております。課題として、民間企業等が有するノウハウ等を調査し、把握し、協定締結がより有効なものとなるよう活用を図っていくことであるということですが、現在包括連携協定を結んでいる企業との意見交換等はどれくらいの頻度で行われているのでしょうか。また、行われているようであれば、内容について教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 協定の締結先との意見交換等につきましては、こちらの相手先により意向ですとか考え方もそれぞれ違いますことから、それぞれのスタイルに合った形で、適宜情報共有や相談を行っているところでございます。毎月定例の打合せを持つ場合ですとか、また調整したい案件があるたびに会う場合などがございます。そして、打合せの内容につきましては、例えば近況報告ですとか情報交換に始まりまして、また具体的な連携事業の提案や実施に向けた相談などを行ってございます。また、具体的に連携事業を進める段階になりますと、相手先の担当者の方と市の主管課の担当者によりますより細かい調整等を適宜行ってございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 現状が分かりました。ありがとうございます。

続いて、今後の取組についてでございます。

包括連携協定においては、積極的に連携事業の提案を行うことができるよう、適宜情報共有、相談を行い、取組を推進していきたいとのございました。この包括連携協定は、双方がウィン・ウィンの関係を構築することが大切だと思います。例えば森永乳業さんは、市にとっては税収面でも雇用面でも、市に大きく貢献いただいている企業さんだと思いますが、学校給食では森永乳業さんの牛乳ではございません。理由があると思いますが、どのような理由なのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在学校給食牛乳につきましては、安定供給の観点などから、東京都学校給食会が手配して各自治体に配分しており、都内全体での数量割当ての関係から、市のほうでは選択できない状況でございます。

また、森永乳業さんでは、給食用牛乳は関西のほうで製造しており、市内の森永乳業の工場におきましては製造していないと伺ってございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 私が小学校の頃は、森永乳業さんの牛乳を飲んで育ちましたので、非常に森永乳業さんとは地元の企業というふうに印象がございました。今は残念ながらそうはいかない時代でございます。以前、東大和の森永乳業さんで作ってるクリープを使った事業があり、非常に身近に感じられました。また、そのような事業を継続していただき、森永乳業さんにも東大和に愛着を感じてもらえるよう努力していただければというふうに思います。

包括連携協定の内容には、子育て支援に関する事、食育・健康づくりに関する事、子供の貧困課題解決として子ども食堂などの連携を図ってよいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○子ども未来部長（志村明子君） 現在市内の子ども食堂に対しましては、主に東大和市社会福祉協議会が関わ

っており、市では東大和市社会福祉協議会を通じて、国や東京都の事業等についての情報の提供を行っております。包括連携協定を締結しております民間事業者との連携につきましては、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（森田博之君） 現在新しいビジネスの考え方として、ソーシャルビジネスというもの、考え方がございます。社会課題を解決するビジネスの手法でございますが、民間事業者もそういう意識が芽生えていると思いますので、ぜひともそういった角度からのアプローチも考えていただければというふうに思います。

武蔵大和駅前に、以前カネマンというスーパーマーケットがございました。2年ほど前ででしょうか、閉店してしましまして、他に近くにスーパーがないため、困っている声をよく聞きます。地域の方においては、特に高齢者に大変需要の多いスーパーマーケットでございました。市は、高齢者に自動車免許を返納することを推進をしておりますが、自動車免許を返納したことにより、買物をするに当たっての交通手段をどうするかという課題がまた発生してきています。このような地域課題解決のため、例えば包括連携協定をされてるエコさんをはじめ、包括連携協定をほかの企業さんとかの関係で、何かしらの解決方法は図れないものかというふうに考えますが、どうお考えでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市は、株式会社エコスと令和3年7月に包括連携協定を締結しており、連携事項の一つとして、高齢者支援に関することがございます。株式会社エコス側からは、協約締結前の事前の事業提案といたしまして、買物が困難となった高齢者のための通所介護事業所等と連携した店舗内での買物支援事業の御提案をいただいておりますが、現状では具体的な検討には至ってございません。地域課題としての買物支援につきましては、今後高齢化が進展する中で、その課題や効果等を含め、研究してまいります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひともよろしく願いいたします。

このような課題解決に、包括連携協定は有効な手段と考えております。相手が民間企業となれば、利益の確保も必要になってくると思います。お互いウィン・ウィンの環境をつくっていただくことが大事であります。さらに研究いただき、より地域の課題解決を図れる包括連携協定にいただければと強くお願いいたします。以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 木下富雄君

○議長（東口正美君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

〔9番 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、自由民主党新政会の木下富雄です。通告に従いまして、一般質問いたします。

本定例会におきましては、2問質問させていただきます。

まず初めに、1、東大和市の自然環境を支える生態系について。

①森林生態系について。

ア、現状と課題、今後の取組について。

②水域生態系について。

ア、現状と課題、今後の取組について。

③陸域生態系（農業生態系）について。

ア、現状と課題、今後の取組について。

④それぞれの生態系を踏まえた上で、東大和市の自然環境の保全に係る現状と問題、今後の取組について。

2といたしまして、シルバー人材センターを取り巻く環境について。

①現状と課題、今後の取組について。

ア、会員について。

イ、就業について。

壇上での質問は以上とし、御答弁を踏まえまして再質問につきましては自席で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔9 番 木下富雄君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、東大和市の森林生態系の現状と課題、今後の取組についてであります。現状につきましては、狭山丘陵の一部である東大和市立狭山緑地におきまして、貴重な生態系を保全するため、適切な維持管理に努めております。

課題につきましては、樹木が枯れる伝染病のナラ枯れ被害が収束していないことであります。

今後の取組につきましては、引き続きナラ枯れの被害状況を把握するとともに、必要に応じて樹木の伐採等の対策を実施し、被害の拡大防止と生態系の保全に努めてまいります。

次に、水域生態系の現状と課題、今後の取組についてであります。現在貴重な水生生物が生息する狭山丘陵においては、外来の動植物が多く生息していることから、在来の動植物の生息環境が悪化している状況にあります。

課題につきましては、外来の動植物を駆除し、環境改善を行うことが挙げられます。また、トウキョウサンショウウオにつきましては、生育地の環境変化などにより、個体数が年々減少していることでもあります。

今後につきましては、今年度、二ツ池のかいぼり事業を実施し、外来種の駆除を進めます。また、トウキョウサンショウウオにつきましては、現在実施している生育地調査により、産卵及び生育に適した環境の把握に努めてまいります。

次に、陸域生態系の現状と課題、今後の取組についてであります。農地関係では、収穫前の農作物に対するカラス、アライグマ、ハクビシン、またネズミ等による被害が発生しております。

課題としましては、市においても外来動物の駆除は行っているものの、根絶には至っていないことが挙げられます。

今後につきましては、近隣自治体と広域的な連携を深め、面的駆除に力を入れるとともに、農業者との連携も図り、農地の被害防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、それぞれの生態系を踏まえた市の自然環境の保全についてであります。現状につきましては、狭山丘陵や水辺には豊かな自然が広がり、数多くの生物が生息しています。特に、市の北部に広がる狭山丘陵には、トウキョウサンショウウオなどの希少な生物や、コナラなどの草木に囲まれた自然豊かな緑地など、貴重な地域資源があります。

課題としましては、生態系保全のための環境整備や農地を含む野生鳥獣への対策などを、市民、事業者、関

係機関などと連携し、貴重な地域資源を将来にわたって保全する必要があると認識しております。引き続き、狭山丘陵に生息する希少な生物の保全や緑地の適正な管理等を通して、緑豊かな自然を守り、共生を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、シルバー人材センターの会員の現状についてであります。会員数は、令和5年7月31日現在で、男性が421人、女性が174人、合計で595人です。

課題につきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正により企業の定年延長や再雇用制度が広がったことに伴い、会員数が減少傾向であるとともに、会員の高齢化も課題となっていると伺っております。

今後につきましては、会員数の拡大に向けた広報活動などの取組を再構築していくことが必要であると伺っております。

次に、就業の現状と課題、今後の取組についてであります。公益社団法人東大和市シルバー人材センターでは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、臨時的かつ短期的な業務または軽易な業務につきましては、請負、委任、または派遣の方法で、おおむね月10日程度の就業を提供しております。

課題につきましては、会員の希望や知識及び経験に応じた就業の機会を確保することと伺っております。

今後につきましては、ワークシェアリング等の推進や女性会員に適した職種の開拓などにより、就業機会の確保に努めていきたいとの考えを伺っております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

東大和市の自然環境を考えていくに当たり、3つの側面から随時再質問をさせていただきます。

まず、森林生態系の側面から、狭山丘陵について伺ってまいります。

ここ数年、全国的にもその影響が報告されておりますカシノナガキイムシの関係によるナラ枯れについて伺いさせていただきます。

まず初めに、市はいつ頃から市立狭山緑地のナラ枯れの状況を把握されていたのでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 市立狭山緑地のナラ枯れにつきましては、令和2年度に発生を確認しており、同年度から対処のほうを始めているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） これまで市立狭山緑地のナラ枯れの被害の数的状況はどのようなものなのかお教えください。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 市立狭山緑地におけるナラ枯れ被害の本数につきましては、令和2年度から令和4年度までの間で約600本を確認し、そのうち約400本を伐採したところでございます。令和5年度につきましても、引き続きナラ枯れによる伐採を実施していく予定でございますが、ナラ枯れ被害が収束するには時間がかかるものと予測しているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいまの御説明で、数的にもかなりの数を確認しているようですが、狭山緑地をすみかとする貴重な生物も、この森では多数生息していると思われませんが、伐採だけでなく、予防策や治療などの対処はできないものなのでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） ナラ枯れ被害に対する予防策や治療についてでございますけれども、予防策といたしましては、被害のない樹木への殺菌剤の注入や、ビニールシートなどによる被覆の方法がございます。しかし、全ての樹木に対し同様の対処を行うことは困難であるため、樹木の位置や費用対効果を考慮しながら対応しているところでございます。

また、一度被害に遭った樹木を治療する方法は、現時点ではないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 私もいろいろ調べてみますと、殺菌剤の注入等いろいろな対処方法はあると書いてあったり、いろいろ調べた結果でございますが、それを一本一本にすると、やっぱり相当な金額がかかってしまうということで、なかなか難しいということは把握しております。

それでは、この相当数の被害があり、伐採を行うとのことですが、ナラ枯れ被害のために伐採された樹木はどのように処分されているのかお伺いいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） ナラ枯れ被害の樹木についてでございますけれども、枝折れや倒木の危険性があることから、伐採を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

伐採した樹木の処分につきましては、適切に害虫を駆除しなければならないため、専門業者によるチップ化などを行っているところでございます。また、市立狭山緑地におきましては、雑木林の会の方々の協力により、炭やまきによる処理も行っているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 被害樹木の処理に当たり、いつも狭山緑地を見守っていただいている雑木林の会の皆様と一緒にいるというところが、非常に意義深いものとして思いました。これからもこの協力を保てるようよろしくお願いいたします。

それでは、今後市立狭山緑地の生態系の保全について、どのように進めていこうと考えているのかお聞かせください。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 今後の市立狭山緑地の生態系の保全についてでございますけれども、ナラ枯れ被害により樹木の伐採が進み、生態系の変化が生じていると考えております。今後ナラ枯れ対策と併せて、狭山緑地全体の生態系の保全の方向性を検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 今後とも、最新の理学的療法などの情報収集を行うとともに、東大和市狭山緑地雑木林の会の皆様などボランティアの皆様とともに、市と協働で間伐や外来種の駆除など様々なお手伝いをいただき、約14.5ヘクタールのとても貴重な生態系の保全の取組を迅速に進めていただくことを強く要望いたします。

次に、水域生態系の側面から再質問させていただきます。

まず、サンショウウオについてお聞きしたいと思います。

1931年、当時の西多摩郡多西村、現在のおきる野市で採取された個体が、新種としてトウキョウサンショウウオと命名され、現在環境省により絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているとのことでございます。東京で確認されるサンショウウオの種類は何種類ぐらいあるのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 東京都環境局が発行しております東京都レッドデータブック2023によりますと、東京都内で確認できるサンショウウオ科は3種類となっております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 都内で3種類確認とのことですが、全国的には40種類以上あるようでございますが、東大和市では何種類確認できているのかお聞かせください。

○環境対策課長(梶川義夫君) こちらのほうも東京都のレッドデータブック2023によりますと、東京都内で確認できるサンショウウオ科3種類のうち、ヒガシヒダサンショウウオにつきましては、八王子西部に生息しておりまして、ハコネサンショウウオにつきましては、奥多摩町や檜原村に生息していると記載されております。そうしたことから、東大和市内において生息が確認されておりますトウキョウサンショウウオのみが、市内に生息しているサンショウウオということで推測されるところでございます。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) それでは、トウキョウサンショウウオの東大和市の生息地はどのようになっているのかお聞かせください。

○環境対策課長(梶川義夫君) 同じく東京都のレッドデータブック2023によりますと、東京都内で確認できるトウキョウサンショウウオの生息地は、多摩地区の標高100から300メートルまでの丘陵地が主な生息地とされております。市といたしましても、種の保存のために卵のうの採取を行っておりますのは、狭山丘陵内の1か所でございます。しかし、生育したサンショウウオは人目に触れないような生息地を選ぶ傾向にあるということから、丘陵地の中の細かな生息地につきましては把握し難い状況にあるということでございます。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) ありがとうございます。

この絶滅危惧種Ⅱ類になっているトウキョウサンショウウオへの取組は、法的にもいろいろ難しいところもあると思いますが、市内の学校で取り組んでいるところがあるとお聞きしましたが、その状況についてお分かりのところをお聞かせください。

○指導担当課長(菅野恭子君) 現在市内では、第九小学校で取り組んでおります。第九小学校でのトウキョウサンショウウオの取組状況であります。平成25年度から現在まで実施をしております。具体的な内容としましては、第4学年において、総合的な学習の時間の中で、「守ろう東大和市自然保護プロジェクト」というテーマを掲げて、身近な環境問題について考え、環境破壊の原因や影響について学んでおります。学習の中で学んだことを基に、自分たちにできる環境保全を考えて実践する一環として、地域で環境保全を行っている方をゲストティーチャーとして招き、トウキョウサンショウウオを守ろうという学びを行っております。

今後の方向性としては、伝統ある学びであるため、今後も総合的な学習の時間において継承していきたいと考えていると聞いております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) ありがとうございます。小学生のうちから郷土に対する取組に、ということは非常に有意義であると思います。今後も市として協力をよろしく願いいたします。

それでは次に、今年かいぼりが実施される二ツ池についてお伺いしたいと思います。

二ツ池のかいぼりについては、いろいろな方法でボランティアを募集されたと思いますが、その状況、参加に必要な講習会の参加状況なども含めてお教えてください。

○環境対策課長(梶川義夫君) 二ツ池のかいぼりイベントにつきましてでございますが、イベント当日のみの参加をしていただきますボランティアにつきましては、10月から募集を開始する予定でございます。また、か

いぼりをはじめとする環境保全活動に従事していただくボランティアにつきましては、現在21名の応募がございました。講習会につきましては、これまで2回実施しておりまして、各回とも約15名の方が参加されている状況でございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。ある程度の知識を得たボランティアの皆様でかいぼりをしていただくということが、非常に意義があると思います。

次に、参考としまして、2010年、2016年に都立狭山公園にある通称たっちゃん池——宅部池で行ったかいぼりでは、環境省レッドリスト絶滅危惧種Ⅰ類の淡水藻類、ミゾフラスコモという貴重な淡水藻が確認されましたが、二ツ池のかいぼりを行う本市として、現状の認識と、確認できた場合、どのような対応をするのかを改めてお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 該当の地点におけますかいぼり後のミゾフラスコモが出現した記録があるという事は認識しておるところでございます。二ツ池におきましても、外来種の駆除や環境の整備といたしまして、実施するかいぼりを行った後につきましては、ミゾフラスコモに限らず、希少な植物等が出現する可能性は大いにあるというふうに認識しております。しかし、重要なことは、一度の環境整備による短期的な生態系の復活ではなく、継続的な取組によります環境保全であるというふうに考えております。そうした取組を行うことができれば、希少な動植物が二ツ池において生息し続けることということが現実的に可能であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 池の水を抜いたことにより、池の土壌に日光が当たり、休眠していた種子が発芽、繁茂することが多々あるということです。その場合の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2023年、本年に条件付特定外来生物に指定されたミドリガメ、アカミミガメですね、またアメリカザリガニなど、二ツ池における発生状況や在来種への影響を、どのように把握してるのかお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 昨年度12月に実施いたしました、かいぼりの準備事業といたしまして、池に繁茂している園芸スイレンの除去、こちらを、池の水位を一定量下げた上で行いました。その際には、アカミミガメ及びアメリカザリガニが二ツ池に生息していたのを確認しております。

在来種の影響といたしましてでございますが、在来の動植物が捕食をされるなどによりまして姿を消すなど、本来の正常な環境が失われるなど、大きな影響が与えられるというふうに考えております。このため、かいぼりによります駆除や、その後の地道で継続的な防除や啓発活動といったものが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは次に、陸域生態系（農業生態系）についてお伺ひいたします。

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（木下富雄君） それでは、午前中に引き続き再質問をさせていただきます。



次に、陸域生態系（農業生態系）についてお尋ねいたします。

午前中にもお尋ねしましたとおり、トウキョウサンショウウオの卵のうやサンショウウオ自体の生体の食害、圃場での農作物の被害でアライグマやハクビシンなど外来生物の名前を聞きますが、市内における駆除等の状況についてお聞かせください。また、その他の鳥獣についてもお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和5年8月末時点での、市で事業者のほうに委託しています駆除事業でございますが、アライグマ、ハクビシンの防除の件数でございますが、把握してる件数といたしましては、アライグマ37件、ハクビシン5件、計42件でございます。その他鳥獣につきましては、把握件数については3件でございます。

以上でございます。

○市民環境部長（木村 西君） ただいま担当課長のほうから御説明申し上げました令和5年8月末までのというところにつきましては、始まりが令和5年4月からということになります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） どうもありがとうございます。

それでは、市内の圃場のみならず道路脇や公園などの外来植物についての脅威をどのように把握しているのかお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内の圃場や道路脇、公園などの外来植物の把握状況についてであります、市としては把握していない状況でございます。

なお、外来植物の有無にかかわらず、農地内の雑草等につきましては、管理上、適切に除草していただいている市内農家さんには確認してございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） これまで、複数の側面で生態系の把握をしてきました。東大和市は多摩湖を抱え、そこを取り巻く狭山丘陵は地域資源としても当市の宝であります。それを保全する意味で、いろいろな取組、努力をしながら、東大和の自然環境保全に注力をしていただいていることはよく分かりました。

そこで、改めて私たちの貴重なこの自然環境の保全についてのイメージをお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市内にございます狭山丘陵の全ての場所へ、全ての種類の動植物、こちらを保全していくというのは現実的には難しい点がございますが、豊かな狭山丘陵を守るため、緑地や希少生物の保全について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、そういった自然や生物の保全を行っていくことが、市の魅力を高め、PRにつながるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） いろいろと御答弁ありがとうございました。

東京都の生物多様性戦略の中でうたわれている2050年の東京の将来像というものは、自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指すとしております。新たに手に入れたくても入れることのできない貴重な狭山丘陵の大自然でございます。持てる者の責任として、未来へ継承していかなくてはならない地域資源の宝であります。東大和市としては、市内小学生をはじめ、老若男女の市民の皆様と市が協働で里山としての自然環境の創造、維持管理をすることが理想であると考えます。

市街地でも、公園、屋敷林、農地、企業緑地、自宅の庭など、小さな緑の質が向上し、都市空間全体で生物

多様性の向上が図られるよう、多面的な行動、例えば環境省がおおむね5年ごとに実施している緑の国勢調査とも言われている自然環境保全基礎調査の東大和版オリジナルな調査をしていただくなどして、いろいろなデータを取得し、それに基づいた活動を要望いたしまして、1については終了したいと思います。

続きまして、2のシルバー人材センターを取り巻く環境について再質問させていただきます。

まず、シルバー人材センターは全国的に普及しているものと思いますが、その制度の概要について改めて御説明してください。

○福祉推進課長（山田茂人君） シルバー人材センターとは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設立された組織であります。この組織につきましても、同法第37条の規定により、「定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的」としております。市町村の区域ごとに1団体設立することが可能で、入会できる対象者は原則60歳以上の健康な高齢者となっております。

また、昭和50年に東京都江戸川区におきまして、シルバー人材センターの先駆けとなる高齢者事業団が創設されたことが始まりでございます。自主・自立、共働・共助の理念の下に、高齢者の知識、経験、能力を生かしながら社会参加していこうという発想が多く共感を得て、全国に広がったものでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、次に当市のシルバー人材センターの歴史について、分かる範囲で結構ですので御説明ください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 当市のシルバー人材センターの歴史ですが、昭和54年に設立され、令和元年5月に設立40周年を迎えております。東京都公益認定等委員会に公益認定を申請いたしまして、認定を受け、平成23年4月1日、社団法人から公益社団法人への移行登記を完了し、現在に至っております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは、当市のシルバー人材センターの会員数の推移については、どのような状況でしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 直近5年間の登録人数の推移でございますが、平成30年度につきましては670人、内訳、男性488人、女性182人、令和元年度、648人、内訳、男性473人、女性175人、また令和2年度、610人、内訳、男性441人、女性169人、令和3年度、582人、内訳、男性424人、女性が158人、令和4年度、576人、内訳、男性413人、女性163人でございます。

会員数につきましては減少傾向にあります。この要因といたしましては、市長の御答弁のとおり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う企業の定年延長や再雇用制度の広がりから、入会者数が減少傾向にある一方で、会員の高齢化の影響による退会者数が増加傾向にあることと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、当市のシルバー人材センターの運営について少し詳しくお聞きいたします。

まず、その組織の意思決定とはどのように行われるのでしょうか。会員は意思決定に参加することができるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 最高の意思決定機関として、定時総会がございます。定款に基づきまして、毎年6月頃に開催してございます。定時総会は会員が出席して、センター運営の主要な事項の決定に参画することができるものであります。

なお、日常業務に関しましては、9つの地区から選出された理事による理事会が意思決定をしております。以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは、当市のシルバー人材センターの活動は、どのような組織で行われているのか御説明ください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 先ほども御答弁申し上げましたように、理事を選出する地区は9つでございますが、各地区につきましては地域班に細分化しており、地域班の総数は36となっております。それぞれの地域班に班長が設置されております。班長につきましては、地域ごとの親睦と連携、それから情報交換などを担っております。

また、理事者の内部組織として、総務、事業、広報の3委員会が設置されておまして、組織全体に関わる業務を担当しております。このほかに、会員の健康と安全対策を推進する安全管理委員会が設置されております。また、各職種ごとの集合体として職群班が組織されております。現在では、植木班、除草班、家事援助班、蜂の巣駆除班、駐輪指導班、リフォーム班などが組織されております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

私の認識では、シルバー人材センターは個人事業主が集まったものと理解しておりましたが、なぜ職群班という制度を導入したのか御説明ください。

○福祉推進課長（山田茂人君） シルバー人材センターの会員につきましては、個人事業主に位置づけられておまして、それぞれが責任を持って仕事を受注することとなっております。

しかしながら、会員が、会員個々の技量の差を埋める援助が必要であることや、事業の効率的な推進を図るためには、職種ごとに組織化したほうが効果的であると考えて職群班を組織したものであります。職群班があることにより、会員の共働・共助を基本とした連帯意識と親睦が図られ、これを基調とした安全な作業遂行を促進し、事業効果を高めることができるものと伺っております。また、シルバー人材センターの特色でもありますグループ就業の促進にも役立っているとのことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御説明ありがとうございます。

当市のシルバー人材センターは、本年4月より公益社団法人であるとのことですが、その運営の特色などについてお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 公益社団法人の運営につきましては、原則は収支相償——そうしよは「相償う」という字でございますが、収支相償として公益法人の会計基準により、利益を生み出さないことから収入と支出のバランスが求められることとなっております。

このことは、いわゆるもうけがないこととなり、事業展開により原資と財源を生み出すこととはならないものであります。したがって、シルバー人材センターの人件費、管理運営費等は国庫補助であります連合交付金、東京都補助金、東大和市補助金等の補助財源、発注者——お客様に納入していただく事務費、派遣受託収益、唯一の自主財源であります会員会費によって賄われております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) ありがとうございます。

それでは、次にシルバー人材センターの会員についてお伺いしたいと思います。会員はどのような形で就業しているのでしょうか。

○福祉推進課長(山田茂人君) シルバー人材センターの会員につきましては、臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に就業することとなっております。その契約形態は、請負、委任または派遣の形式が使われます。なお、臨時的、短期的な働き方で軽易な仕事でありますので、就業期間が二、三年と継続することは基本的にはございません。長くても単年度で終了することとなっております。簡潔に申しますと、全てパートタイムでございまして、フルタイムではございません。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) ありがとうございます。

それでは、次に、個々の職場では複数の会員がチームをつくり仕事に取り組む場合があるようですが、チームで取り組むメリットやデメリットについて伺わせてください。

○福祉推進課長(山田茂人君) チームで取り組むメリットにつきましては、センター事業の基本理念である共働・共助に基づきまして、お互いに助け合いながら仕事をする中で作業手順などを教え合い共有しながら、完成度がより高められます。一方で、デメリットにつきましては、職務経験が異なる会員個々の技量の差もあり、協調性などに欠ける場面も生じているようでございます。仕事の完了期日に影響することがないように、必要に応じて個別の調整をしていると伺っております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 次に、会員の就業についてお伺いいたします。

まず、会員の就業率はどのような状況でしょうか。

○福祉推進課長(山田茂人君) 令和5年7月31日現在の会員に対する就業率でございますが、男性は421人中291人が就業されて、就業率69.1%でございます。また、女性は174人中107人が就業され、61.5%でございます。合計の就業率といたしましては、595人中398人が就業され、就業率は66.9%となっております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) それでは、受注についての方針について伺いたいと思います。

○福祉推進課長(山田茂人君) 公益事業として事業を行っておりますので、発注者は官民区別せず、できるだけ広い範囲で受注することを基本としております。しかしながら、会員の就業可能性を考慮しなければなりませんので、全ての御要望に対応できることとはなってございません。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) それでは、次にシルバー人材センターが受注可能な業種についてお伺いいたします。

○福祉推進課長(山田茂人君) 現在受注可能な業務につきましては、植木剪定、除草、ふすまや障子の張り替え、蜂の巣取り、刃物研ぎ、家事援助、介護予防総合事業、店舗内カート整理、パソコン教室など、公共事業では学校管理、集会所管理、公園管理、駐輪整理、駐輪指導、清掃、シルバーパス発行業務等がございます。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 私が思ったよりも、とても多くの業種を受注していることが大変よく分かりました。

これだけ広い業種をカバーするのであれば、常に一定の数の会員の確保がされていることが必要であると考

え、また重要であると考えます。会員を増やすために取り組んでいることなどがありましたらお教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 新規入会のため、入会説明会、入会申込みを毎月実施しております。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため説明会を中止していた時期がございました。

なお、コロナ禍前の平成30年度を例に取りますと、年間入会者は131名ほどで、退会者76名ほどで、年間の実質増は55名ほどでございました。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次に、会員の皆様のスキルをどのように把握しているのでしょうか。そして、どのように確認しているのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 会員のスキルの把握につきましては、入会申込時に提出していただくスキル記入票、これを基に受付担当の理事が直接お話を伺いながら把握しておるとのことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 会員の皆様のスキルアップのための講習会などを、シルバー人材センターで行ったりはしているのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） スキルアップのための講習会につきましては、当市のシルバー人材センターにおきましては、接遇研修や派遣事業でのスキルアップ研修を実施しております。また、上部団体でございます東京都シルバー人材連合におきましても、家事援助等の専門研修、これを開催しておりますので、機会があるごとに会員に受講を案内しておりますのでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

様々な内容を確認させていただきましたが、改めまして課題についてお伺いいたします。どのような課題があるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 課題につきましては、まずは会員拡大の推進の課題、そのほかは就業開拓、ワークシェアリングについての課題と会員の意識向上の課題があるとのことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、まず初めに会員拡大の推進の課題とその対応についてお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 会員拡大の推進の課題につきましては、ここ数年は厚生年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴いまして、企業の定年延長や再雇用制度が広がった影響も受けました。会員数は減少傾向にございまして、また既存の会員の高年齢化も顕著に進んでいるとのことです。

SNSの活用やセンター独自の紹介ビデオの作成など、多くのPRの機会を創出し、一層の入会促進に向けた活動を行っていくことが必要とのことでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、次に就業開拓、ワークシェアリングについての課題とその対応についてお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 就業開拓、ワークシェアリングの課題についてでございますが、東大和市の立地につきましては、住宅地が主であり企業の立地が僅かでございます。このことから、会員の就業先は一般家庭や公共に頼らざるを得ないという状況になってございまして、会員の希望に見合った就業先の確保はなかなか

か困難な状況であります。

しかしながら、会員の就業率の向上にも対応することが必要でありますことから、就業先の確保、就業率の向上のための施策について鋭意検討を加えているのが現状と伺っております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいま伺ってきた以外に、会員の意識向上も課題だそうですが、この課題とその対応についてもお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 当市のシルバー人材センターにおきましては、昭和54年に設立して40年が経過しております。その間、会員に対しては様々な研修の機会を与え、資質、技能の向上を進めてまいりましたが、いまだに十分であるということは認識してないということでございます。

シルバー人材センターの就業形態が臨時的で短期的なものが多く、会員の変動もあるために、効果が出にくいことが理由であるとのこととあります。しかしながら、発注者から信頼を得て、仕事を受注し報酬を受け取る活動でございますので、仕事に対する技能は当然として、就業中の態度、発注者との接し方、発注者と仕事について意見交換することについても、接遇やマナーの向上を目指すべきであると考えてるのことでございます。

シルバー人材センターといたしましては、会員の質の向上に向けた取組は今後も根気よく続けていくとのこととあります。

以上でございます。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 先ほど、1つ前の質問でワークシェアリングについての課題ということがございまして、担当課長からはちょっと答弁なかったもんですから、私のほうからちょっと追加で答弁させていただきます。

今、シルバー人材センターの職種につきましては、希望が多い職種とそうでない職種がございます。人気、希望のある、多い職種、就業先につきましては、いかに多くの会員に仕事を配分できるかと、こういうことが課題になっております。このため、シルバー人材センターとしても、ワークシェアリングの在り方について、今現在、研究、検討を進めていると、こういうことを伺っております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

シルバー人材センターについて、るるこれまで聞いてまいりました。定年退職後などに臨時的かつ短期的な就業などを希望する高齢者に対して、地域の日常に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する組織であるということが大変よく理解できました。

今後の高齢社会において、高齢者の社会参加、生きがいの増進、地域の活性化、雇用の創出など、シルバー人材センターの存在意義はますます重要性を増していくものだと考えます。多くの方にシルバー人材センターの存在を知っていただき、私たちも雇用の創出に少しでも協力できるよう努めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 石 田 昭 太 朗 君

○副議長（大后治雄君） 次に、3番、石田昭太郎議員を指名いたします。

[3 番 石田昭太郎君 登壇]

○3番(石田昭太郎君) 議席番号3番、立憲国民クラブの石田昭太郎です。通告に従いまして、本定例会における一般質問を行います。

1番、市財政運営について。

①として、各種基金について。

ア、それぞれの特徴は。

イ、これまでの推移と現状、今後の見通しは。

ウ、基金の運用について。

a、他市の状況は。

エ、今後の課題は。

2番としまして、公共施設等のマネジメントについて。

①東大和市公共施設等総合管理計画について。

ア、計画の位置付けは。

イ、進捗状況は。

ウ、庁舎等の現状及び課題は。

以上、この場におきましての質問は終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[3 番 石田昭太郎君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、一般会計の各基金における特徴についてであります。特徴としましては大きく2つございます。

1つ目は、財政調整基金であります。地方財政法の規定により年度間の財源の調整及び財政の健全な運営に必要な資金を積み立てるために設置しているものであります。

2つ目は、特定目的基金であります。特定の目的のために条例制定により設置するもので、東大和市では現在7つの基金を設置しているところであります。

次に、これまでの推移と現状、今後の見通しについてであります。第6次行政改革大綱では、各年度末の残高目標額を設定しており、財政調整基金につきましては最低限、標準財政規模の12%を維持すること、公共施設等整備基金につきましても同様に、最低限、標準財政規模の12%の額を目指すこととしております。

近年では、財政調整基金は毎年度末に目標値を達成しており、公共施設等整備基金につきましては喫緊の課題である学校施設の老朽化対策を進めるために積み増しを行っているところであります。今後も財政調整基金を一定の水準に保ちながら、公共施設等整備基金の積み増しを図ってまいりたいと考えております。

次に、基金の運用に係る他市の状況についてであります。多摩地区26市では令和5年8月末現在、全ての市におきまして定期預金が活用されており、うち11市におきまして国債や地方債などの債券購入による運用が実施されております。

次に、今後の課題についてであります。基金のうち、特に公共施設等整備基金につきましては、喫緊の課題である学校施設の老朽化対策を進めるため積み増しを行っているところであります。他の公共施設等につきましても老朽化が進んでいることから、今後基金を使いながら残高を維持していくことが課題であると考え

ております。

次に、東大和市公共施設等総合管理計画の位置づけであります。この計画は国のインフラ長寿命化基本計画を踏まえた地方公共団体の行動計画として、東大和市総合計画に即し、中長期的な視点に基づいた公共施設等の老朽化対策と維持更新に係る財政負担の平準化及び公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画であります。

次に、東大和市公共施設等総合管理計画の進捗状況についてであります。現在第七小学校と第九小学校の統合及び新校整備、並びに周辺の公共施設の集約について検討を進めているところであります。

次に、庁舎の現状と課題についてであります。庁舎は昭和57年度に建設し築41年が経過しており、令和14年度に税法上の耐用年数の50年に到達するものですが、これまで維持管理のために耐震補強工事や空調設備の更新等を実施してきました。当市においては、公共施設の老朽化が集中しており、財政負担の平準化の観点からも、適切な維持管理の下、今ある施設を長く賢く使うことを主眼に、そのほかの方法も調査研究しながら、費用対効果を踏まえた対応ができるように検討を進めることが課題の一つであると考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○3番（石田昭太郎君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

アのそれぞれの特徴についてですが、財政調整基金そして7つの特定目的基金のそれぞれ直近の残高を教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） 基金の残高についてでございますが、令和5年度一般会計補正予算（第4号）時点での年度末残高の見込額について答弁をいたします。

まず、財政調整基金につきましては約25億5,400万円、減債基金は約7億5,600万円、公共施設等整備基金は約48億9,800万円、長寿社会福祉基金は約4,400万円、環境緑化基金は約2億3,800万円、り災救助及び災害復旧・復興基金は約2,500万円、文化・スポーツ基金は約4,000万円、旧日立航空機株式会社変電所基金は約400万円でございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

公共施設等整備基金と財政調整基金への残高が、この2つが多いようですが、市としては優先的にこの2つを積み増ししていきたいという認識でしょうか。また理由があれば教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） 財政調整基金、こちらにつきましては年度間の財源調整や市財政の健全な運営に資するため、行政改革大綱に目標額を設定しております。こちらは一定の水準を維持することとしているところでございます。

一方で、公共施設等整備基金につきましては、公共施設等の老朽化対策や更新に必要な財源の確保に努め、市財政の計画的な運営に資するため、使いながら積立てを進めることとしているところでございます。

現在、喫緊の課題であります学校施設の老朽化対策に向けて、確たる財源が確保されていないことから、負担の平準化を図れるよう積み増しを進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。



財政調整基金と公共施設等整備基金について、活用事例などがあればもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 財政調整基金についてでございますが、こちらは財源調整、一般財源ということでございますけれども、GIGAスクール端末等の導入、こちらが最近大きく財政調整基金を取り崩して取り組んだところでございますが、当時、特定財源、こちらが見込めない中でもコロナ禍での児童・生徒の学習環境の確保、こちらのために財政調整基金により、補正予算により対応したところでございます。

また公共施設等整備基金につきましては、大きなところでは学校給食センター新築工事費、こちらに1億5,000万円、また本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費、こちらが8,000万円、以上などに充当しているところでございます。

また、令和5年度につきましては、庁舎非常用発電設備等更新工事費や、郷土博物館消火設備改修工事費に充当する予定でございます。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。

財政調整基金っていうところ、これ調整して、いろいろと使えるということでございますが、次にイについてですが、先ほど財政調整基金について、この東大和市の標準財政規模の12%を最低限の残高目標額にしていると御答弁がございましたが、具体的にこれが幾らになるのか金額を教えてください。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 令和5年度におけます標準財政規模の12%の数値、こちらにございますが、約21億5,600万円でございます。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。

この約21億5,600万円が、最低限の残高目標にしているということでございますが、続いて公共施設等整備基金についてお伺いいたします。

喫緊の課題であります学校施設の老朽化対策を進めるために積み増しを行っているとのことですが、この公共施設等整備基金が対応できる施設の範囲を教えてください。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 東大和市公共施設等整備基金条例第6条に、処分の規定がございます。こちらの条文によりますと、公用又は公共の用に供する用地の取得、公用又は公共の用に供する施設の新築、増築、改修、公用又は公共の用に供する施設に附属する設備の更新又は改修の財源に充てるときに基金を取り崩すと、このようになっております。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。

今の御答弁を伺いますと、この公共施設等整備基金は新しい建物を建設する基金っていうところもありますし、現有施設の老朽化に伴う対応または長寿命化、大規模改修にも対応可能にしておこうということだろうと思います。

それでは、基金の今後の見通しについてですが、長寿社会福祉そして、り災救助及び災害復旧・復興基金などの基金は、どれだけお金を積みれば安全なのかっていうところの終点というところでの意味での目標額というのについて定めは明確にできないと私は考えています。ですが、庁舎を造るということであれば、幾らで庁舎が建つという目標額を出すことができますので、こういった個別の計画で目標額を出せる場合には基金を分け

ていくことも必要だと考えますが、市の認識はいかがでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 市では多くの公共施設を保有しておりますが、全ての公共施設の建て替え、また長寿命化や大規模修繕等を実施するには膨大な費用を要することというふうに考えております。一方で、都市計画税の余剰金を除きました現在の公共施設等整備基金の残高は、約30億円程度となっているところでございます。

この30億円程度という水準は、学校12校の更新だけを捉えましても十分とは言い難く、むしろ厳しい水準であると考えているところでございます。こうした実情を踏まえますと、目標額を出せることのみをもって基金を細分化するなどの必要性は低いものと、このように考えております。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。

近隣の他市を見ますと、庁舎建て替えのためのこの基金というところもつくっている自治体もありましたので、ちょっとこちら質問させていただいたわけですが、続いて基金の運用についてお伺いをしてまいります。

近隣他市の状況も教えていただきありがとうございます。多摩地区26市、全てにおきまして定期預金での運用が、そして半分まではいきませんが約42%の自治体で国債などの債券購入による運用が実施されているとのことですが、この11市に東大和市は含まれているのでしょうか、教えてください。

○**会計管理者（五十嵐孝雄君）** 先ほど市長答弁にございました11市の中には、東大和市は含まれておりません。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。この11市には含まれていないということでしたので、残りの定期預金での運用をということになるんですけども、この11市、債券運用している11市、この自治体の規模によって運用というものに制限があるのでしょうか。これ制度上の話で結構ですので、東大和市も国債などの債券購入などができるのか、この制度的なところでの可能かどうかを教えてください。

○**会計管理者（五十嵐孝雄君）** 基金につきましては、地方財政法上、積立金に当たると認識しております。地方財政法の第4条の3第3項におきましては、積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の債券の買入れ等、確実な方法により運用しなければならないと。

失礼いたしました。もう一度、お話しさせていただきます。

積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ等、確実な方法により運用しなければならないと規定されております。したがって、東大和市におきましても、基金を原資とした国債などの債券運用は可能であると認識してございます。

なお、この規定は地方公共団体における年度間の財源調整に関するものでございますので、自治体の規模による適用の差はないものと認識してございます。

以上でございます。

○**3番（石田昭太郎君）** ありがとうございます。

自治体の大小にかかわらず、この債券の運用というものは可能であるということですが、それではこの東大和市の基金の運用管理、それからやっていく上で細かい留意点、これがどういったことがあるのか、東大和市の認識をお伺いいたします。

○**会計管理者（五十嵐孝雄君）** 基金につきましては、条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用

しなければなりません。当該目的のためでなければまた処分できないということが地方自治法に規定をされてございます。また基金の管理につきましては、財産の管理の規定が準用されまして、特に基金に属する現金の管理につきましては歳計現金の管理の例によるとされておりまして、指定金融機関、その他確実な金融機関への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないというふうになってございます。こうした点に留意する必要があると認識してございます。

以上です。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

私も、この質問をするに当たりまして、自治体の基金の運用について調べてまいりました。例えば、美濃加茂市っていうところでは、安全かつ確実な方法で資金を効率的に管理し運用するため、平成25年4月に美濃加茂市資金の管理及び運用に関する指針を制定し資金運用を行っており、運用実績を毎年発表しております。定期預金及び債券、国債等ですので、運用を行っておりまして、積立基金の運用実績を少し御紹介すると、令和4年度の実績で定期預金の運用利回りが0.009%、債券等の運用利回りが0.530%となっています。

中身の制度の詳細は割愛をさせていただきますが、自治体の基金運用にはいろいろと方法があるということで、では東大和市が定期預金の運用で得ている利益は、これは幾らになるのか。直近の実績で、定期預金の預け先と運用利率も教えてください。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 東大和市の定期預金の実績でございます。

令和4年度の実績としまして、特別会計の基金を含めまして9つの基金につきまして定期預金で運用を行っております。年間合計の運用額につきましては13万6,064円でございます。

なお、いずれも預金先は指定金融機関の、りそな銀行でございます。利率につきましては年利0.002%でございます。

以上です。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

9つの基金で運用を行っているということですね。年利が0.002%で運用益が13万6,064円ということで、この低い年利から想像すると、相当なお金を預けているんじゃないかなと思われるわけでございますが、当市においてこの基金の運用方法が変更、追加された前例はあるのでしょうか、お伺いします。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 当市におきます基金の運用についてでございますが、基金に関しましては銀行その他の金融機関への預貯金以外の方法で運用が図られた実績はないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

先ほど、留意点の質問のところで、基金に属する現金の管理は、中略させていただいて、最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとありましたが、これは何をもちて確実かつ有利であるのか教えてください。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 非常に難しい御質問かと思いますが、基金に属する現金の管理に係ります最も確実かつ有利の解釈ということでございますけれども、確実ということに関しましては、地方自治法施行令第168条の6には、歳計現金の保管先につきまして、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他と規定されてございます。

先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、地方財政法第4条の3第3項の規定では、積立金の確実な

運用方法として、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券の買入れといった、いわゆるリスクが一般的に少ないとされる運用方法が列挙されてる一方で、その他の証券の買入れも規定されてございます。言わば、確実な運用先というのは幅があるということだと思います。

また、有利という点に関しましては、金融商品の性質上、その時点時点で有利な運用方法は変わってまいります。いずれも限定的な解釈はございませんので、各自治体の判断になるというふうに思いますけれども、運用の原資が公金である以上、確実な中において最も有利な運用を念頭に置く必要があるものと認識してございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。各自治体の判断によるということでございます。何をもちて確実かつ有利であるかは、はっきりとした定説も、これないということで、美濃加茂市の資金の管理及び運用に関する指針のように各自治体が決めているということですが、東大和市にもそのような資金管理の方針について何か規定があるのでしょうか、お伺いします。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 東大和市の規程、指針ということでございますけれども、歳計現金等の管理及び運用について必要な事項を定めまして、公金の安全性と確実性の確保に資することを目的に策定してございます東大和市公金管理運用基準というものがございます。こちらの基準の中では、基金の管理及び運用としまして、基金に属する現金についてはその目的に合わせて期間及び金額を定めて、銀行その他の金融機関への預貯金または確実な債券の運用の方法により管理しなければならないというふうに規定させていただいております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

運用については、この基金の運用益を増やすことは、この自主財源の確保につながり、行政改革としても有益な取組であると考えております。

確かに、私が小さな頃、また生まれる前の昭和時代などの金利とかを見ますと魅力的な運用方法だと思いますが、しかしながら超低金利のこの環境下で基準金利自体も相当低い水準で推移していますし、現在の方法、預金の運用方法に大きく偏っている状況には改善の余地があると私は考えています。

そこでお伺いいたします。先ほど御紹介した美濃加茂市のような運用は、東大和市におきましても実践可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 先ほどお話ございました岐阜県的美濃加茂市、こちらが公表されている資料を拝見いたしました。

債券の種類や運用期間等の詳細が、そちらにちょっと載ってございませんでしたので、そちらが分からないところではございますけれども、安全性を担保しつつ同程度の運用益を得るためには多額の資金を長期にわたって運用する必要があるというふうに思われます。したがって、市財政に与える影響や安全性などについて十分な検証が必要であるというふうに考えますけれども、仕組みといたしましては東大和市公金管理運用基準の規定に従いまして、確実な債券であれば運用は可能でございます。

なお、債券運用に関しましては、定期預金での運用よりも多くの運用益が得られるというメリットがあります一方で、例えば社債を購入した場合などには、満期までに発行元が存在し続けていなかった場合には予定の運用益が得られないだけでなく元本も失う可能性があることや、こちらはいずれの債券にも共通して言えるこ

とでございますが、運用期間中に原資とした基金の設置目的に沿った処分が必要となった場合にはこの債券を売却しなければなりません。その時点における市場価格の取引として元本割れを起こすリスクがあるなどの課題もございます。

言い換えますと、多額の運用益を得る運用につきましても、運用期間が長くなることですか、あるいは元本が目減りするリスクなども併せて増えてしまうというふうに認識してございます。運用益などの税外収入をより多く得る取組というのは非常に重要なことというふうに認識してございますけれども、債券運用の原資が公金であることを鑑みますと、僅かでも運用に伴って元本が目減りするとは厳に回避しなければならず、常に確実かつ有利の視点を持ち、世情を見ながら継続的に研究、検討していく必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

このリスクに対して、本当に公金、皆様からお預かりした税金を大切に使わなければならないというこの認識は重々承知しております。

それと、そのリスクとこの運用益をどう考えていくかということが、今後検討していただきたいというところもあるんですけども、仮にこの財政調整基金、この財政調整基金の考え方っていうところは、経済の不況等による大幅な収入減となったとき、または災害の発生に備えてある程度やっぱり必要なお金ではございますが、もしもその財政調整基金を、この中から5億円、仮に5億円を日本国債5年に運用したとき、市が得られる利益を教えてください。

○会計管理者（五十嵐孝雄君） 財務省のホームページで公表されております直近のデータで申し上げたいと思います。

令和5年8月31日を基準日といたしました実勢価格に基づく国債金利を基準に単純な試算をさせていただきますと、原資5億円に金利が0.238%、こちらを乗じまして期間5年で運用した場合の運用益は年額で119万円ほどになると思われまして。こちらを満期まで保有した場合の運用益は、そちらの5倍になりますので595万円ほどになると思われまして。

ただし、この試算は当該国債を満期日まで5年間保有し続けた場合の単純な試算でございます。繰り返になりますけれども、例えば先ほどもお言葉にございましたが、災害の発生などにより運用期間中に財政調整基金の設置目的に沿った処分が必要となった場合は国債を売却しなければなりません。その時点における市場価格の取引として元本割れする可能性というものがあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

これ仮に5億円という数字を出ささせていただいたわけなんですけども、この利率0.238%に乗じたこのお金の数を変えることももちろんできるわけでありまして、東大和市の現在の運用しているこの定期預金の利率が先ほど0.0002%でしたっけ、0.00……、ごめんなさい、運用益が0.……、失礼しました。先ほどの低い運用利率ということでしたけども、このお金ってところで東大和市がしっかりとこの運用をしていけば十分な低いお金をもう少し、より次の世代につなげることができるんじゃないかなと思ひまして、今回質問させていただきました。

ぜひ、運用方法を調査研究して、自治体の持つこのお金の大きさ、スケールメリットを生かした基金の運用

を要望し、2番の再質問に移りたいと思います。

○副議長（大后治雄君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

---

午後 2時35分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（石田昭太郎君） それでは、引き続き再質問のほうをさせていただきます。

2番、公共施設等のマネジメントについて、ア、東大和市公共施設等総合管理計画の位置づけについてですが、御答弁の中にございました中長期的な視点とはどのくらいの期間を想定しているのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市公共施設等総合管理計画は、長期にわたる人口減少等の社会情勢の見通しを踏まえ、計画期間を40年間といたしました、平成29年度から令和38年度までの期間でございます。

以上であります。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

大変長い計画期間なわけですが、このイの進捗状況の御答弁、もういただきましたが、これ、なぜほかの公共施設ではなく、第七小学校と第九小学校の統合、新校整備が先なのか。また、学校の整備が終わったら次はどうするのかを教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 当市の建築系の公共施設の延べ床面積におきまして、小学校、中学校が全体の約6割を占めていること。また、学校の整備が昭和39年度から昭和56年度までに集中して行われており、施設類型の中で最も築年数が長い施設でありますことから、学校施設の老朽化対策を優先する必要があると考えました。

また、東大和市教育委員会において、令和2年7月に東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針を定めております。この方針において、学校教育法施行規則が定める標準の学級数を下回る状態が見込まれる第三小学校、第七小学校及び第九小学校については、近隣校との統合を視野に検討を進めるとされました。この方針を踏まえて、東大和市立小・中学校再編計画が策定されています。

この計画の再編のスケジュールにおいて、最初に統合する学校として、令和9年度に第七小学校、第九小学校を統合すると示されました。これによりまして、学校の中で最初に第七小学校、第九小学校を統合、建て替えにより新校を整備することといたしました。

一連の学校の整備、老朽化対策が終了した後は、市役所と市役所周辺の施設や、そのほか築年数が長く床面積が広い施設等について優先度を検討し、順次、施設の老朽化への対応を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございました。

市がサービスを提供する建築系の公共施設、これが築30年以上の建物が占めている床面積は全体の何%になるのでしょうか、教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 令和4年3月31日現在で申し上げます。建築系の公共施設の床面積は15万5,466平方メートルです。そのうち築30年以上の建物の床面積は12万9平方メートルとなり、比率では約77%でございます。

以上であります。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

全体的に30年以上の建物が77%、約ですね、77%になるということで、そのうち学校施設はどのくらいになるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 築30年以上の建物の床面積、先ほど申し上げた12万9平方メートルであります、そのうち学校施設の床面積が8万5,863平方メートルであります。比率では約72%となります。

以上です。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

確かに、この御答弁にもありました学校の整備が昭和39年度から昭和56年度までに集中して行われており、とありました。そして、この学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、私も大変注目をしているわけですが、この計画期間について記載が、この公共施設等総合管理計画の中に計画期間についての記載がありまして、公共施設等の総量や将来の見通しの分析の前提条件に大きな変更が生じた際には、必要に応じて内容の全部または一部の見直しを行いますと記載がありますが、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵略などがあり、これの原材料の高騰などを踏まえて、現在のところ見直しの予定はあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等についてなどの通知に基づきまして、追記及び各種数値の時点修正を行い、この令和5年3月に東大和市公共施設等総合管理計画（追補版）を策定いたしました。今後も見直し、改定を行うことが想定されるところでありますが、現時点ではこの時期は未定であります。以上であります。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。先の見えない時代ですので、こういった取組を引き続きよろしく願いいたします。

続いて、ウ、庁舎等の現状及び課題についてであります、本庁舎と現業棟の耐震補強等工事が平成28年9月に完了し、それにより両施設の耐震性が向上しましたが、各種設備は新築時から更新をしておらず、老朽化が進んでありますと、この公共施設等総合管理計画には書いてあったんですけども、この各種設備というのは、具体的に何を指しているのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 各種設備の具体例についてであります、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、暖房、冷房、消火、排煙等の設備や昇降機などを示しております。

以上であります。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

建物は耐震化工事を完了し、ということで、中の電気系統などはそのままということで、この耐震補強工事が完了し、あと何年使い続けるのか、また建て替えの計画はあるのか、これを教えてください。

○企画財政部長（神山 尚君） 庁舎をあと何年使うかということでございますが、現状では庁舎よりも築年数が長く、老朽化が進む学校を優先する考えであります。学校の建て替え、または長寿命化の対象は12校に上りますので、膨大な経費、そして期間を要する大事業となります。したがって、庁舎については、将来的にはこうした学校の工事で並行した建て替えの検討が必要でございますが、現時点では建て替え計画の検討には至っておらず、したがって建て替えの時期も未定でございます。

以上です。

○3番（石田昭太郎君） 御答弁ありがとうございました。

東大和市のこの庁舎っていうところは、私は本当になくってはならない頭脳であり、心臓部であると思っています。そして、この重要性という面で、ほかの施設とお金や計画を分けて、庁舎の建て替えに特化した準備をこれからしていくのか。それとも、文化財級に大切に使い続けて、改装しながら長く使っていくのか。どちらにせよ市民の暮らしが安全で不安なく過ごすことができるように、そして、次の世代も東大和市に長く、そして子供たちも暮らし続けたいと思えるように市政のほうをよろしくお願い申し上げ、今回私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で石田昭太郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 関 綾 子 君

○副議長（大后治雄君） 次に、4番、関 綾子議員を指名いたします。

[4番 関 綾子君 登壇]

○4番（関 綾子君） 議席番号4番、関 綾子です。通告に従いまして一般質問を行います。

私の所属する生活者ネットワークでは、環境に優しく、安全性の高い石けんを使っていくということを以前から訴えてきました。人体への影響や水の汚染の問題もある合成洗剤ではなく、石けんを使っていくことについて、これまでも議会で取り上げてきました。

平成11年第3回議会では、環境に影響があると思われる洗剤はなるべく避けて、環境に優しいものを利用することが望ましいとの答弁や、平成20年第2回議会では、環境や人体に有害のあるものは使わず、負担の少ない石けんの利用をもっと積極的に取り組む必要があるとの答弁をいただきました。その後、公民館に合成洗剤は持ち込まないでくださいという貼り紙が掲示され、利用する人にも石けんの使用が呼びかけられてきました。

今年の6月に生活者ネットワークで、公共施設の洗剤利用の状況を調査しましたが、給湯室にある食器用洗剤は石けん成分のものである一方、合成洗剤や、石けんでも化学物質の添加物が含まれているものも多くありました。年数がたつ中で、石けんを使うことが引き継がれていないのではないかと感じています。

そこで伺います。

1、環境と安全に配慮した取組について。

①公共施設でのせっけんの使用について。

ア、公共施設で現状使用している洗剤はどのようなものか。

イ、公共施設で使う洗剤はどのように選定されているのか。

②、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」として、水資源を守るために化学物質の使用を減らしていくことへの取組は。

ア、職員や市民への啓発について。

イ、東大和市消費生活センターの役割について。

③、香害への取組に係る市の現状と課題について。

次に、今年の4月にはこども家庭庁が発足し、国を挙げて子供施策を進めていくことになりました。しかし、子供をめぐる日本の状況は諸外国と比べても大きく遅れていて、子供が真ん中となるにはまだ道のりは長いと言わざるを得ません。保育園の状況を見ても、国の保育士の配置基準では、子供に対する保育士がとても少な



く、それが1、2歳児では50年以上、4、5歳児に至っては70年以上も変わっていません。

私は最近、現役の保育士の方のお話を聞く機会がありましたが、一人の保育士にかかる業務の負担が膨大で、かついろいろなことに気を配る仕事であり、本当に大変な状況の中、子供の育ちを支えていることに驚きました。保育士の配置基準の問題はいろいろなどころで言われるようにはなりませんが、なかなか改善されません。そんな状況の中、東大和市の保育環境はどのようなものか伺います。

2、保育環境について。

①保育士の配置について。

ア、東大和市の保育士の配置基準はどのようなものか。

イ、保育士の配置基準と保育の現状について。

ウ、市立狭山保育園の保育士の配置について。

②保育環境の整備について。

ア、市の独自施策について。

イ、市内に認可保育園を設置する際の基準について。

③保育の実情の把握について。

ア、市として保育現場の実情をどのように把握しているのか。

イ、保育士の意見や要望を聞く場はあるのか。

以上、この場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いします。

〔4 番 関 綾子君 降壇〕

〔市 長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、公共施設で使用している洗剤とその選定についてであります。公共施設におきましては、主に台所用石けん、クレンザー、水石けん及び手洗い用石けんを使用しております。

洗剤につきましては、天然素材のものを使用するなど環境に配慮した選定を行っております。

次に、水資源を守るために化学物質の使用を減らすことについてであります。職員や市民への啓発は現在行っておりませんが、エコ商品の購入など環境に配慮した消費行動については、市報などにより啓発しております。

次に、消費生活センターの役割についてであります。消費生活センターは、消費者安全法に基づき、消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため設置しております。

主な業務としては、消費者からの相談や、多様化する消費者トラブルにおける対応策などの啓発を行っております。

次に、香害への取組の現状と課題についてであります。香害と表記されますいわゆる香害につきましては、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするなど、お困りの方もいることを、国の啓発ポスターを掲示し周知しております。

現時点まで、市の消費生活センターに香害についての相談はないことから、緊迫した課題はないものと認識しております。引き続き周囲の方への配慮を求める啓発を行っていく必要はあると認識しております。

次に、当市の保育士の配置基準と保育の現状についてであります。保育士の配置基準につきましては、国の基準を準用していることから、市独自の配置基準は定めておりません。

また、市内の認可保育園等における保育の現状につきましては、国の基準に上乗せして保育士を配置していると聞いております。

次に、市立狭山保育園における保育士の配置についてであります。市におきましても、国の基準に上乗せして保育士を配置しております。

次に、保育環境の整備におけます市の独自施策についてであります。市では、保育士確保支援事業としまして、保育士等の通勤に要する駐車場利用料金を助成する認可保育園等に対し補助事業を行っております。

次に、認可保育園の整備基準についてであります。市では、東大和市総合計画及び東大和市子ども・子育て未来プランに基づき、市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園などの施設整備に努めております。

次に、保育現場の状況把握についてであります。市では、認可保育園等の運営に関する状況について、各施設から提出される報告書等で確認するとともに、市職員による保育園の巡回や私立保育園園長会の会議におけます情報交換等の機会を通して、実情の把握に努めております。

次に、保育士の意見や要望を聞く場についてであります。市では定例的に保育士から意見等を聞く機会は設けておりませんが、個別の相談などに対しまして、随時丁寧な対応に努めております。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○4番（関 綾子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

初めに、1番の環境と安全に配慮した取組についてのところで、公共施設でのせっけんの使用について、ア、公共施設で現状使用してる洗剤はどのようなものか、イ、公共施設で使う洗剤はどのように選定されるのかのところですが、公共施設で使用する石けんは、台所用洗剤、クレンザー、水石けん及び手洗い石けんなどを使用していて、天然素材など環境に配慮した選定を行っているということでした。

登壇でも申し上げました平成11年と平成20年に、当時の生活者ネットの議員が議会で取り上げ、環境に優しいものを使う、合成洗剤ではなく石けんを使うことが確認されていますが、公共施設で使用する洗剤について、環境や安全の面からどのようなものがよいか、現在の認識を教えてください。

○契約検査課長（長瀬正人君） 公共施設で使用する洗剤についての認識でございます。

環境に配慮したものを利用することが望ましいものと考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 洗剤を購入する際は各施設がそれぞれ選んで購入しているのでしょうか、教えてください。

○契約検査課長（長瀬正人君） おおむね市全体で使用するものにつきましては、契約検査課のほうで単価契約をしてるものを使ってるということでございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 単価契約でまとめて契約をしているということでした。

生活者ネットワークでは、合成洗剤は使わず、石けんを使うことを求めてきました。平成20年に取り上げたときにも触れていますが、一般的に固形の石けんの形をしているその石けんというもののことを指しているのではなく、成分でいうと脂肪酸ナトリウム、脂肪酸カリウムという脂肪酸とアルカリでできた純石けん成分のものを石けんと言って求めているわけです。合成洗剤では、例えば直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩だとか

ラウリル硫酸ナトリウム、ポリオキシエチレン、アルキルエーテルなどと様々な化学物質の合成洗剤が使われた洗剤となっています。

石けんを使うことの利点としましては、分解されるので、排水で流れていった後、水を汚さないということや洗浄力が高いということ、肌への負担が少ないことなどがあります。合成洗剤は分解されずに、最終的に海に流れて堆積します。水質を汚染してしまいます。また、いろいろな成分があつて、環境や人体に悪影響のあるものが多いということや、数が多く把握するのが難しいといったことも挙げられると思います。

単価契約ということで、まとめて契約をしてるということでしたが、その選定をする際に、合成洗剤ではなく石けん成分のものを選ぶということがどの程度行われているのでしょうか。

化学物質に関してはP R T R法というものがあつて、有害性のある化学物質を指定して、環境への排出量を管理するというP R T R法なんですけれども、今、単価契約されてるものの中で、そのP R T R法に指定された成分が含まれたものがあるのかということをお教えください。

○契約検査課長（長瀬正人君） 単価契約品については、各課の使用実績、次年度の購入予定数量及び新規購入希望品目を確認し選定をしているというところでございます。新規購入希望品目があつた場合には、成分の確認等を行っているというところでございます。

また、P R T R法に指定された成分が含まれている単価契約品でございます。こちらにつきましては、クレンザーに界面活性剤として直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩が含まれております。

以上です。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

P R T R法、指定されている成分が含まれているものもあるということでした。その新規のもの場合は成分の確認をしてるということですが、それがどういう基準で行われているのかというのはちょっと気になるのですが、ちょっと次に行きまして、合成洗剤の人体への影響は、大人よりも子供のほうが受けやすいと言われております。直接肌に使う手洗い石けんや食器への残留が心配な食器用の洗剤などは特に石けんが望ましいと思いますが、市内の小・中学校や給食センターではどのような洗剤を使用しているのでしょうか、お願いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校で使用している洗剤等につきましては、石けん、液体石けん、無添加食器洗い石けんなどを使用しておりますが、各学校におきましてしっかりと汚れを落とす必要がある場合や殺菌消毒が必要な場合など、使用用途やタイミングによりまして使用しているものが異なっていると認識しております。

また、給食センターで食器等の洗浄に使用している洗剤につきましては、成分は4種類で構成されております。そのうちの2つは水酸化ナトリウムと水酸化カリウムで、こちらはどちらも石けんを作る際の原材料の一つであり、食器中の油と反応する、けん化作用を利用して汚れを落とすものでございます。

3つ目はカルボン酸塩で、洗浄力を高めるアルカリ性を保つために使用するものでございます。一般的には、こちらは牛脂やヤシ油、パーム油などを原料としてございます。

最後に、塩素系漂白剤、次亜塩素酸ナトリウムでございますが、こちらは食品添加物として認められているもので、給食センターではそういった使い方はしてございませんが、野菜や果物の洗浄にも使われるものでございます。給食センターでは、野菜や果物はこれでは洗ってはいけません。

このように、石けんの主成分をうまく配合して作られたものを使用し、環境に配慮しているところでござい

ます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) ありがとうございます。

今、給食センターなど詳しくお話しいただきました。学校のほうでも、用途やタイミングによっていろいろなものを使用してるということなんですけれども、特に子供たちが手洗いに使う手洗いの石けんはどういったものなのか教えてください。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 小・中学校で使ってる、手洗い等で使ってる石けんでございますが、現在シーバイエスという会社のハンドソーププラスというものの泡タイプを使ったりしてございます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) ありがとうございます。

その手洗いの石けんというのは、単価契約の中のものということなんでしょうか。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) こちらにつきましては殺菌消毒を含むというもので、単価契約とは別のものになってございます。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) ありがとうございます。

あと、学校などで使うものもできるだけ、今おっしゃったものがどういったものかちょっと私は分からないのですが、無添加の石けんというところでぜひ使っていっていただきたいと思います。子供が直接手に触れることということもありますし、あとは石けんを使っていくということの意義といたしますか、環境学習という面からも、ぜひ無添加のものということをお願いしたいと思います。

また、学校だけではなく、市内の認可保育園でも石けんの使用を進めていかれるといいと思うんですが、先ほど、大人より子供のほうが合成洗剤の人体への影響は大きいと申し上げましたが、乳幼児はさらにその影響が大きいわけです。保育園でも石けんの使用を働きかけることについてはいかがでしょうか。

○保育課長(石川正憲君) 市内の各保育園につきましては、国や東京都等からの通知など情報提供を行っている中で、各保育園を運営する事業者で使用する物品等を選定しております。市といたしましては、引き続き必要に応じて情報提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番(関 綾子君) 国や都などの情報を提供してるということですけど、東大和市としては、公共施設では合成洗剤ではなく石けんを使っていくという方針というものがあるわけですので、市内の保育園でもぜひ石けんを使用していくということを進めていっていただきたいです。

それから、公共施設の清掃に使う洗剤はどのようなものなんでしょうか。市は把握しているのでしょうか、教えてください。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 清掃に使う洗剤ではありますが、包括施設管理業務の中の建物清掃におきまして、小学校、中学校など、一部の建物ではありますが、使ってる洗剤について届け出をしていただき、把握はしているところであります。

以上です。

○4番(関 綾子君) 公共施設で、すみません、繰り返しになってしまいますけれども、市として石けんを使っていく、合成洗剤を使わないということですので、ぜひ清掃のほうも合成洗剤ではないものを使っていくと

いうことをやっていただきたいんですけども、そういう洗剤、こういった洗剤を使っていくという基準をつくるということはできないでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在基準等は設けておりません。なお、包括施設管理業務という業務委託が、また令和6年度以降、開始をする予定で進めております。協議等は今後となりますが、今後、委託業務を行う際の仕様書を確定するその協議の過程において確認をしたいと考えます。

以上であります。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。ぜひ仕様書のところでそういったことが明記していただきたいと思います。

その次に行きます。

平成20年の質問で、環境や人体に有害のあるものは使わず、負担の少ない石けんの利用をもっと積極的に取り組む必要があるという答弁をいただいておりますが、石けんを使っていくということについて担当者はどのように認識しているのでしょうか。担当者が替わるときには、石けんを使っていくということを引継ぎがされているのでしょうか、教えてください。

○契約検査課長（長瀬正人君） 環境に配慮した洗剤、石けん等を使うということについては、担当者において認識され、また各職場において引き継がれているものと考えておるところでございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 先ほど、単価契約をしているものの中にもP R T R法指定の成分、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩が含まれているということでしたけれども、私たち6月の調査でも、食器用洗剤は無添加のものが置いてあるんですけども、手洗いの石けん、水石けんという手洗いのものにはココミドDEAという成分ですとかタール系色素といった成分が含まれていました。また、これも手洗い用として置かれているレモンソープというちょっと黄色の固形石けんがあるんですけども、こちらもエデト酸二ナトリウムですとか、タール系色素黄色203、黄色4といった成分が含まれていました。

主成分が石けん成分であっても、いろいろな化学物質が含まれているものは、やはり安全性や環境の面から望ましくなく、避けていくべきだと思います。石けんの使用を進めることと環境や人体に影響のあるものは使わずというところをいま一度確認していただいて、無添加の石けんを選定していただく。

現状でも化学物質が含まれた洗剤がかなり使われてるわけですけども、やはり引継ぎのところできちんと伝わってないのではないかなというふうに思うわけです。時間がたっても、担当者が替わっていくと思うんですけども、替わっていても、石けんを使うということをちゃんと守っていくには、洗剤使用の方針ですとかガイドラインをつくる必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

○契約検査課長（長瀬正人君） ガイドラインの作成ということでございますが、洗剤につきましては、その判断の基準となるラベルですとかマーク等がございません。各製品の成分を確認し、判断するといったことが想定されるところでございます。したがって、ガイドライン等の作成につきましては研究が必要であると考えているところでございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） ラベルやマークがないので、成分を確認して判断するのが難しいということでしたけれども、単価契約品ということで、選定するときにも同じように成分を見て判断するのが難しいのかなというふうに思います。石けんを使うことを実際にやっていくためには、ガイドラインが必要だと思います。そちらに

書いてあれば、それを見て選定していけるということになるわけですので、ぜひこれは策定を進めてください。

では次に、②のところにいきまして、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」として、水資源を守るために化学物質の使用を減らしていくことへの取組のところですけども、職員や市民への啓発についてですが、特に啓発はしてないけれども、環境に配慮した消費行動について啓発をしている、市報などで啓発をしているとのことでした。

平成20年の議会で取り上げた後に、中央公民館などに、合成洗剤は持ち込まないでくださいという貼り紙が掲示されるようになりました。公共施設で合成洗剤は使わないということを利用する市民の側にもきちんと求めていくというのはすばらしいことだと思います。

合成洗剤が河川や海を汚染するということですか、石けんと合成洗剤の違いもちゃんとその貼り紙に書かれていまして、私はこの公民館でこの貼り紙、掲示を見たときに、市として合成洗剤を使わないという姿勢をちゃんと示してるんだなと思いました。すごいなというふうに純粹に思いました。ただ、この貼り紙がずっと同じように掲示してあるので、市民の方にちゃんと届いているのか。また職員の方もそれを意識しているのか、どうなんだろうとちょっと疑問に思っているところです。この掲示はちゃんと管理されているのでしょうか。

○中央公民館長（伊藤 智君） 現在、各公民館におきまして給湯室に、できるだけ合成洗剤を使用しない旨、こちらのほうを貼り紙をしております、併せて無添加の洗剤を配置しているというような状況でございます。また中央公民館の実習室では、利用者の方へ合成洗剤を持ち込まないようというようにお願いの貼り紙をしているという状況でございます。

以上です。

○4番（関 綾子君） 貼り紙をしてあるのはしてあると思うんですけど、公民館を利用する方がこの掲示をちゃんと見ているのかなというところが疑問でありまして、例えば公民館の利用登録をするときに口頭で、公共施設では合成洗剤は使わないんですよということを伝えたりですか、またそういったちょっとチラシというか、そういう書いた紙のようなものを作って渡すですか、調理実習室を使う利用者は、自分でその洗剤を持ってくることになると思うので、その利用者にも口頭というか、貼り紙ではない形で伝えていかないとなかなか意識には上らないのかなというふうに思います。

掲示自体も、時代がいろいろ変わってくる中で、最近ではSDGsということは本当にもう浸透していますから、水資源を汚さないで、持続可能な環境を残すためにも、合成洗剤の使用は控えましょうといったような伝え方ですか、また東大和市では、公共施設で石けんの使用を勧めていますということも普通の市民の方は知らない方も多いと思いますので、ぜひそういったことも伝えていってください。

また、食器用洗剤は無添加のものが置かれておりますし、給湯室と調理実習室には合成洗剤を持ち込まないで、の貼り紙があるんですけども、石けんを使うということは手洗いのところも同様ですので、ぜひ石けんを使うことの認識をちょっと広げていただいて、手洗いですか、各部屋の、トイレの手洗いですね、トイレの手洗いのところと、各部屋にも手洗い場がついてるお部屋もあると思いますので、そちらにもぜひ掲示をして、より多くの方の目に留まるようにぜひお願いします。

では、次に行きます。

平成11年の質問の際に、各職場で使用されている洗剤について、環境に影響があると思われる洗剤はなるべく避けて、環境に優しいものを利用することが望ましいという通知を出したとの答弁がありました。それは現在でも市の職員全体で共通認識としてあるのでしょうか。

○契約検査課長（長瀬正人君） 平成11年に総務課長から、洗剤の購入については環境に優しいものを使用するよう各部署に通知しております。その後、改めて通知は出しておりませんが、環境に配慮したものを利用することが望ましいという考え方については、担当者において認識され、各職場において引き継がれているものと考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 平成20年の質問のときにも、今のその平成11年の通知にちょっと触れていまして、時間がたって、11年に通知を出してから時間がたって、新しい職員も増えているが、ちゃんと伝わっているのかというようなことを聞いているんですけども、そのとき総務部長からは、総務管財課が契約して購入をして、そこから払い出すので、結果的には環境に優しいものを使うという思想が行き届いていると考えられるといったお答えだったんですけども、しかし環境に配慮したものを選定して、そこから購入して使っているので、確かに結果的に環境に配慮したものを使っているということにはなると思うんですけども、職員にその考えが伝わっているということにはちょっとこれはならないのではないかなと思うんです。

15年前、平成20年のときの答弁を見る限り、その当時もやっぱりあんまり職員の共通認識になっていなかったのではないかと想像するんですが、そして現在も、特にその後も通知も出ていないということなので、現状も変わっていないのかなというふうに私としては思っております。

購入する担当者が石けんの利用について理解をすることはもちろんですけども、職員全体にその意識がなければなかなか浸透していかない。石けんを使っていくということが守られていかないと思います。

先ほどもちょっとガイドラインのお話もしたんですけども、職員の皆さんが知ることができるような形のガイドラインですとか、新しく入った方にもちゃんと伝えていくといった仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

それから、石けんを使っていくにはちょっとコツが要ります。合成洗剤を使い慣れてると、何だか使いにくいということになってしまうこともあると思うんですね。石けんっていうのはしっかり泡立てて、その泡の部分が油になじみやすく油汚れを落とすというものです。だから、しっかりまずは泡立てるということが重要なんですけれども、流していくときに、その流し水の下に別の食器を置いておくと、そこに流した油がついてしまうということがあるんですね。これは、石けんっていうのは、泡立った石けん成分が油を落とすとして、それが流れていって、石けんの濃度が薄まると界面活性剤の機能が何かなくなっていくという性質のものです。そういうわけで分解されやすい。それが環境にとって利点であるんですけども、そのことを知らないとなかなかちょっとうまく使えないというものなんです。

あとは、石けんだと油が落ちないということもたまに言われるんですけども、これはしっかり泡立てると、石けんっていうのは、本当に油をよく落とすものです。そういったことを、石けんを使うことを進めていくのであれば、やっぱり使い方のところを伝えていかなければちょっと難しいと思うんですけども、例えば公民館では、利用者の方に石けんを勧めているわけですから、職員の方がその使い方の部分もぜひ理解していただいて、例えば調理実習室では油のものを洗うことも多いと思いますので、利用者にもその石けんの使い方をぜひ伝えていっていただきたいと思うんですが、そういった点はいかがでしょう。

○中央公民館長（伊藤 智君） 今議員おっしゃったとおり、公民館におきましては、合成洗剤の関係で貼り紙をしております。我々のほうから貼り紙をしているということもございますので、いま一度職員間でその内容について、また職員会議等を通してみんなで情報を共有しながら、また改めて認識を深めていくというようなこ

とを努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番(関 綾子君) ぜひ、使い方のところもポイントですので、お願いしたいと思います。公共施設で石けんを使うということは、そこから広く石けんの使用、利用というのを広げていくという意味合いがあると思いますので、ぜひ職員の方の間でも確認して、伝えていっていただきたいというふうに思います。

では、次に行きます。東大和市消費生活センターの役割についてのところです。

消費生活センターでは、消費者からの相談や多様化する消費者トラブルにおける対応策などの啓発が主な業務だということでした。しかし、消費者にとって必要な情報を発信することも消費生活センターの役割ではないでしょうか。消費者は日頃、企業が製品を売るためのコマーシャルのような情報には大量に触れていますけれども、安全性だとか環境への影響といった情報には、なかなかたどり着けないという現状があります。消費者が自分の判断で選ぶには、情報が全然足りていないということですね。なので、消費生活センターとして、消費者が主体的な消費行動ができるように情報発信をすることは重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長(池田 剛君) 消費者に対する啓発は、消費生活センターの重要な役割の一つだと認識しております。そのため、エコマークのような各種認証制度に基づくラベルのついている製品を選ぶことなど、エシカル消費の啓発の中で、環境に配慮した製品の選択について啓発しております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) これまでにも、例えば令和元年の5月の消費者だよりでは、エシカル消費について取り上げられています。このような形で石けんのこともぜひ取り上げていっていただきたいです。出前講座ですとか、そういったことでもその項目に入れるなどして、ぜひ積極的にその石けんのことについて伝えていっていただきたいと思います。

東大和市は豊かな水と緑の環境を享受しています。洗剤の排水は下水で流れていくので、直接私たちの身の回りの環境には影響してこないんですけれども、でも流れて行って海を汚染しているわけですね。なので、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」として、東大和市全体で水環境に配慮した行動ができるような取組を期待いたします。

では、次のところで、香害のところに移ります。香害への取組に係る市の現状と課題についてです。

香害の香害について、国の啓発ポスターなどにより周知しているとのことでした。また、消費生活センターに香害についての相談はないということでした。消費生活センター以外にもそういった相談や苦情はなかったのでしょうか。

○地域振興課長(池田 剛君) 庁内関係課に確認しましたところ、いわゆる香害についての相談は寄せられておりませんでした。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) これもちよっと以前に、2019年1月17日ということなんですけれども、当時の生活者ネットの議員と市民の方が2名、地域振興課に相談に行ってるということを知っております。市民の方からは、近所の洗濯物の香りで困っていて窓も開けられないが、市から伝えてもらえないかということですか、あと、環境や健康によくないということポスターなどで啓発してほしいといったことを相談されたと聞いています。

それから、2020年には生活者ネットワークの香害についての調査を教育委員会のほうにも依頼して、その結果を後日渡しているということもあるそうなんですけど、これまでにもそういった市民からの相談などがあつた



と思うんですけども、そういったことはいかがでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） すみません。そのあたり、細かいとこ、引継ぎの部分で確認できてない部分はあったんですけども、相談があった際は対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○4番（関 綾子君） この2019年の相談の方も、健康被害という相談ではなかったかと思いますが、香りで困っているという相談でした。

今言われてる香害がかなり健康とか生活に支障を来すような体の状態になるということがテレビでもよく言われていますけれども、そういった健康被害でなくても、香りに困っているということはやっぱり香害だと思います。その程度が軽いということでバイアスがかかってしまいますと被害を見落とすということにもなりますので、ぜひ香害への認識というところをもうちょっと改めて確認していただきたいというふうに思います。

そして、香害について市では国の啓発ポスターを掲示し周知してとのことでしたが、どういったところに掲示をしているのでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 市役所1階の市民ロビーのほうに掲示しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 1階のロビーのところ、私も確認いたしました。待合スペースの内側ですので、そこに待ち合いになっていた方には見えているなというようなどころだったかと思います。

ほかの地域で、例えば練馬区ですとか千葉県佐倉市などでは、ホームページに香害についてまず載せております。そして、独自のチラシやリーフレットを作って啓発をしております。東大和市でもぜひホームページで啓発できるとよいと思います。ポスターも目立つところに複数箇所ぜひ掲示して、啓発に努めていただきたいと思います。

また、小・中学校では、給食で使用する白衣などを持ち帰って各家庭で洗濯をしていると思いますが、香りの強い洗剤を使用している家庭もあるかと思います。その香りによって次に着た子供が気分が悪くなるというようなことも起こり得ると思うんですが、保護者の方へ香料の使い過ぎを控えるような啓発は行っているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 保護者の方への香害に関する啓発についてであります。学校からは特に通知等といったものはお出ししてございません。

給食の白衣の洗濯につきましては、各御家庭にお願いしているところでございます。各御家庭で使用する洗剤等について指定や指導を行うことはなかなか難しいものと考えております。ただし、消費者庁の香害に関するポスター「その香り困っている人もいます」などのポスターの掲示や、実際に相談があった際に、予備の白衣を貸したりする対応を行っている学校もございます。

以上でございます。

先ほど、私のほうで、給食センターで使用している次亜塩素酸に関する答弁に誤りがございましたので、訂正させていただき、おわび申し上げます。

次亜塩素酸ナトリウム、給食センターでは野菜等を洗うのには使っておりませんという答弁をいたしました。実際には生のメロン、生のスイカ、こういったものにつきましては3回水洗いをして、次亜塩素酸につけ、もう一度3回水洗いをしてカットをしていると、そういった状況でございます。大変申し訳ありませんでした。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。次亜塩素酸も食品に使っているんだなというふうにちょっと

思ったわけですが、先ほどのところに戻りまして、学校に相談が来て白衣を貸し出しているところもある、相談が来たら貸し出しているところもあるといったことだったかと思うんですけど、実際に相談が来ているということなのか、そこを教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 市役所の教育委員会のほうには特に相談はないんですけども、学校の保護者の方からその学校に相談があつて、その方については年間を通して白衣を貸すと、そういった状況でございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

先ほどもちょっと香りに困っているという相談が、市のほうに相談をしに行ったというお話をしたんですけども、その香りに困っているということは、既にちょっとそれはもう香害ということになるのではないかなというふうには私は思うんですが、そういったことが実際困っているということがあるのであれば、なおさらやっぱり保護者の方にも伝えていただいたほうがいいのではないかと思います。本当にいつこれは発症するか分かりませんので、それが原因で学校に行かれないということも起こり得ます。ぜひ保護者の方にも、誰にでも起こるといふことと、困ってる人がいるということと同時に、誰にでも起こることであるといふことを伝えてください。

小さな子供に影響がより大きくなります。保育園のほうでも洗剤の香りを控えることといふのを保護者に伝えていただきたいんですが、そちらはいかがでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 現在におきましても、消費者庁また東京都等からのそのような情報提供については、必要に応じて保育施設に行っております。また、これまでも保護者に対して、必要な情報におきましては情報提供を行っていることから、引き続き必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ぜひ保育園のほうでも、化学物質自体がやはりリスクのあるものですので、そういった情報を伝えていただきたいと思います。

この化学物質過敏症は、先ほども少し申し上げましたけれども、花粉症と同じように、ずっと摂取した化学物質がたまっていって、それがその人それぞれの許容量を超えたときに化学物質過敏症として発症するといふふうに使われています。本当に誰にでも起こりますし、いつかある日突然起こるといふようなものだといふふうに使われています。

今啓発されていますけど、これは困ってる人がいますといふような配慮してくださいといふ啓発が主だなど感じるんですけども、これは誰にでもなる可能性があるといふことと、化学物質にはリスクがありますので、なるべく避けていくほうが安全であるといふことを発信していくのが今後の被害を抑えるためにも重要です。

先ほども紹介しましたが、リーフレットを作ったり、ホームページで啓発している自治体もあります。東大和でもそういった積極的な取組はできないでしょうか。

○地域振興課長（池田 剛君） 消費者への啓発として、やはり香りの感じ方には個人差があるため、香り付きの製品の使用に当たっては、周囲の方への配慮を求めること。また使用される場合は、使用量の目安なども参考にいただくことを引き続き啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番(関 綾子君) 繰り返しになりますが、誰にでもいつか突然発症するおそれがあるものだということも、ぜひそこも含めて伝えていただきたいと思います。

洗剤のところでも、同じように繰り返しになってしまいますけれども、香害や化学物質過敏症、この今のことについても、臭いを悪として、いい匂いがすることがいいというような企業のコマーシャルがすごく膨大にあるわけですね。私たちは、常にそのコマーシャルにさらされているわけです。そんな状況で、本当にそれが必要なものなのか、それがいいのかということですか、またその悪影響について知ったり、考えたりということがなかなかできない環境にあると思います。そういう意味で、消費者、一市民というのは弱者だなというふうに本当に感じます。

化学物質が危険であるということ、実際に健康被害も起こっているということを伝えていくことは、その弱者を守るためにも、ぜひ市としてやっていってください。

気候変動の問題もそうなんですけれども、環境問題というのは、全て人の行動を変えなければ改善しません。気候変動に関しては、本当に危機に瀕していると誰の目にも明らかになった、最近になってやっと人々の行動を変えなければ未来がないということが切実に言われるようになったと感じます。問題だと今現在分かっていることはほかにもたくさんありますから、そういったことにはきちんと取り組んでいかなければなりません。

環境への悪影響が大きい行動は避けるという方針、方向性をはっきり示さなければ、なかなか人の行動は変わらないと思います。「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」として、持続可能な地球の環境を守るために、ぜひひたすら踏み込んだ取組を進めてください。

これで、この環境のところのほうは終わりにいたします。

○副議長(大后治雄君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

---

午後 3時40分 開議

○副議長(大后治雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番(関 綾子君) では、引き続き再質問をさせていただきます。

次に、2の保育環境についての再質問に移らせていただきます。

まず、①の保育士の配置についてのところで、東大和市の保育士の配置基準はどのようなものか、保育士の配置基準と保育の現状についてというところです。

配置基準については、国の基準を準用しているが上乗せした保育士を配置しているといったことでした。これは、実際には子供の人数に対して何人の保育士で子供を見ているのでしょうか。

○保育課長(石川正憲君) 実際の保育士の人数につきましては、国の基準を満たした中で、各保育施設の保育方針や園児の通園状況等により、日々各保育施設で配置をしてございますことから、詳細については把握しておりません。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 現状、その基準に上乗せした保育士を配置しているということですが、その基準に上乗せして配置している保育園では、その上乗せした保育士を配置することの人件費は、保育園の持ち出しとなっているのでしょうか。

○保育課長(石川正憲君) 保育士の配置に関する国及び東京都の補助等を活用し、保育士を上乗せして配置を

してございます。補助の要件等を満たさないものにつきましては、各保育園の予算における対応となっております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 実際はどのぐらいの保育園が持ち出しとなって運営しているのかというのはちょっと分からないんですけども、国の保育士の配置基準では、保育士1人で見ると子供の人数は1・2歳児では6人、3歳児では20人、4・5歳児では30人ということです。この数字だけを見ても、子供と向き合う保育はとても無理だと誰もが思うと思います。実際、保育園では基準どおりではなく、上乗せした配置をするということが常態になっているというふうに聞きます。

現状のこの基準が現実とかけ離れている、そして基準が基準として機能していないという状況で、保育士を何人配置するという事についてどうやって決めているのかなというふうに、そこが気になるわけですけども、そこで次のところなんですけど、市立狭山保育園の保育士の配置についてというところなんです。市立狭山保育園でも国の基準に上乗せした配置がされているとの市長の御答弁でしたけれども、具体的には何人の子供を何人の保育士で見ているのでしょうか。

○子ども未来部副参事（新海隆弘君） 狭山保育園の園児の人数につきましては、令和5年9月1日時点で申し上げますと、2歳児11人、3歳児9人、4歳児15人、5歳児14人となっております。保育士につきましては、基本的に各クラス2名ずつ担任を決めており、園児の登園状況や保育内容等に応じて配置しております。

以上です。

○4番（関 綾子君） その保育士の人数っていうのは、どのように決めているのでしょうか。

○子ども未来部副参事（新海隆弘君） 現在段階的廃園を進める中で、年度ごとの園児の受入れ数等により、必要な職員数を配置しております。

以上です。

○4番（関 綾子君） 狭山保育園の場合は、今段階的廃園の状態ですので、事情が特殊であるということかと思えます。一般的にはほかの基準が現状に合っていない中で、各保育園が上乗せして保育士を配置しているという状況ということですけども、基準がない中で、保育園によってその配置もばらつきがあるかもしれませんし、どのようにその保育の質を担保しているのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 市内の各保育施設については、各保育施設の保育方針に沿って運営していることから、保育士の配置につきましても各保育施設の判断によるものとなっておりますが、日々の状況により適切に保育を提供していただいと認識をしております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 基準よりも多くの保育士がついているということについて、保育園を選ぶ保護者はどのように知ることができるのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 保護者のほうでどのように知るかということですけども、保護者へのお知らせなど、各保育園について、保護者へのお知らせなどにつきましては市としては把握しておりませんが、保育園を選ぶ際に市では必ず各保育園の施設の見学をお願いしてるところでございます。その中で、上乗せされてる保育園の保育士の人数等を確認していただいとるところでございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 各保育園の様々な努力で保育運営をしているということかなと思います。でも、しかし

基準が現実とかけ離れた状況で、実態が見えないということ、チェックができないということも問題ではないかなというふうに思います。

ちょっと先に進みます。②のところに入ります。保育環境の整備についての市の独自施策についてのところ  
です。

市では、保育士確保支援事業として、通勤のための駐車料金の補助を行ってるとのことでした。先ほども申し上げましたとおり、補助を行っているということでした。保育士の処遇を改善するということは、保育士不足の解消のためにも重要なことです。市の駐車料金の補助のほかに、国や都などの設ける処遇改善の補助事業など、保育園が使えるものはあるのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 国及び東京都におけます処遇改善に係る補助事業につきましては、保育士宿舍借り上げ事業補助金や、また保育士等キャリアアップ補助金など、保育士の処遇改善に係る補助金を既に活用しております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 処遇改善の施策がいろいろあるということが分かりました。

少し別の側面から考えてみたいと思います。現在では、保育現場は人間的にとっても厳しい状況にありますが、かつては保育園の中にベテランの保育士から新人の保育士まで世代がそろっていて、経験を継承しながら保育士として育っていけるという環境があったかと思います。しかし今は違っています。限られた委託料の中で、給料の高いベテランの保育士ではなく、人数を確保するために若い保育士を雇うといったケースもあると聞きます。

今の保育士が育っていかなければ将来の保育士も育ちません。保育園の中で保育士の育つ環境が難しいという状況に対して、市としてできることはないでしょうか。例えば園を超えた保育士の学ぶ場ですとか、交流の場をつくるということではできないかなということを考えています。市が主催の保育研修ですとか、園長会というのは行ってるかと思うんですけども、それ以外にも例えば保育主任の会議、年齢ごとの担当の会議というような交流ができたり、共通の悩みや話題について学んだり、ヒントを得たりというようなことができるのではないかなと思うんですが、東大和市として保育環境の向上、保育士の働きやすさを向上していくというこういった取組はいかがでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 市といたしましては、現在そのような機会は設けてございません。しかしながら、これまで私立保育園園長会と連携しながら、保育士を対象に研修会を実施した経過もあることから、必要に応じて私立保育園園長会と引き続き連携を図りながら、機会を捉え対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） そういった取組はぜひ行ってください。

私は、公立の保育園が東大和市の保育環境を向上させる取組の中心になればよかったのではないかなというふうにも思うんですけども、東大和市では残念ながら公立の保育園はなくなってしまいますので、園長会と連携して有効な、そういった取組を行ってください。

またそれから、市の独自の施策というところでは、自治体によっては独自の配置基準を設けるというところもあります。例えば新潟県では1歳児で、国の基準では6対1のところを3対1にしていたり、埼玉県戸田市では3歳児を、国の基準では20対1のところを12対1、千葉県松戸市では5歳児を国の基準30対1のところを20対1というような独自の基準をつくっているという自治体もあります。東大和でも、現状に合った独自の配

置基準をつくるということではできないでしょうか。

○**保育課長（石川正憲君）** 市といたしましては、既に市内の保育施設において、国や東京都の示す人員配置や面積基準を超えた運営を行っており、市独自の配置基準を設けることで、現在各保育園の運営への影響がありますことから、現時点においての基準を設ける考えはございません。

以上でございます。

○**4番（関 綾子君）** 国や都の基準を超えているということは分かるのですが、基準というのは安全性や保育の質を守るために設けられるものだと思います。仮に、今現在のこの国の基準の配置で保育園を運営しようとしたら、子供の安全も守れないような大変な状況になってしまうはずで、今現在もこの基準よりも上乗せしてる保育士の配置があるわけですから、ぜひ現状のその配置から現実的な基準というものを研究していただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

今のところで、市内に認可保育園を設置する際の基準についてですが、令和6年4月開園予定の（仮称）東大和どろんこ保育園の事業者選定の際に、募集要項を見ると、応募資格に社会福祉法人であることという要件がありました。市では、認可保育園は社会福祉法人に委託をするといった基準を設けているのでしょうか。

○**保育課長（石川正憲君）** 市におきましては、事業選定に係る基準については特に設けてございません。

以上でございます。

○**4番（関 綾子君）** 基準はないということなんですけれども、この（仮称）東大和どろんこ保育園の選定の際には、要件に社会福祉法人というふうに入っているんですが、これを入れた経緯はどういったことなんでしょうか。

○**保育課長（石川正憲君）** 事業者選定に係る基準については特に設けてはございませんが、市はこれまで児童福祉法に基づき保育の実施義務を担い、公共性の高い保育園の運営を公共性の強い社会福祉法人に担っていただいている経過があることから、今回においても応募資格の要件としているものでございます。

以上でございます。

○**4番（関 綾子君）** 東大和市では、民間の認可保育園は全て社会福祉法人が運営しております。それは、すぐく私は評価しております。保育園というのは委託料から、もしそれが企業が運営しておりますと、利益がそこから差し引かれることになってしまいます。それは福祉施設としてそぐわないのではないかと私は考えています。ぜひ今後も東大和の認可保育園は社会福祉法人の運営にしていきたいと思うんですけれども、そのことを基準として持っていただきたいと思うんですが、基準はつくれないでしょうか。

○**保育課長（石川正憲君）** 基準でございますが、市は、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、児童福祉法に基づいた公共性の高い保育園の運営を、社会福祉法人に担っていただいているという経過の下、今回においても応募資格の要件とさせていただいております。引き続き、もし認可保育園等ができる場合については、同じような形で応募資格の要件とするような形になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**4番（関 綾子君）** 今後もその社会福祉法人でということになるということは、その基準をつくるというふうに、そこができないところがちょっと分からないんですけれども、その基準をつくるというのはやっぱり難しいんでしょうか。

○**副市長（松本幹男君）** ただいまの関係なんですけれども、かつてと違いまして現在は諸法人でも、株式会社

ですね、俗に言います。保育の参入ができる状況になっておりますので、そのところを私ども自治体のほうから積極的な排除というのはなかなか難しいという状況があります。したがって、先ほど課長のほうから答弁させていただいたとおり、今回どろんこ保育園みたいな形のものについては、どろんこ会さんをあれする際には、より公共性の高い事業を担うということで社会福祉法人という網かけはさせていただきました。

したがって、今後も個別具体的にそのところに対応していきたいというところで市のほうでは考えてるので、現時点での基準の作成は難しいということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番(関 綾子君) 詳しくありがとうございます。要件に社会福祉法人と掲げているというところで、そこが排除には、企業を排除するというにはならないでしょうか、その要件には掲げているけど。すみません。

○副市長(松本幹男君) すみません、繰り返しになってしまうんですが、現在は保育施設の運営については株式会社も参入ができるということになっておりますので、東大和市内で保育施設を開園、開所したい場合に、株式会社さんが来たときに、あなたは株式会社だから市内には設置できませんということは、市の立場としては言えないという状況にあるという部分でございます。したがって、今回については、どろんこ会につきましては、市立やまとあけぼの学園、こちらのほうを来年4月から移行する形で受け入れていただくという側面がございましたから、今回は社会福祉法人ということで網かけはさせていただいたということでございますので、通常の保育園を設置するということに関しての株式会社を排除するという規定が、自治体として定められないというところで先ほど説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○4番(関 綾子君) 難しい問題があるということは分かりました。今後でも、新しく認可保育園というものができるときにも、この社会福祉法人ってことでぜひやっていっていただきたいと思うので、その辺も今後そういう形になるようお願いしたいと思います。

先に進みます。③の保育の実情の把握についてのところで、市として保育現場の実情をどのように把握しているのかのところでは、

市長の御答弁では、提出される報告書、担当職員による巡回、園長会での情報交換などを通して現状を把握しているとのことでした。

平成30年に保育所保育指針が改定されまして、保育が大きく変わりました。それまでの集団としてではなく、一人一人に向き合う保育に変わり、保育士としてはこれまでよりもずっと時間をかけ、きめ細やかに子供と関わるようになりました。それだけ保育士の手がかかるようになったわけですが、それでも配置基準が変わってないというところに矛盾を私は感じております。市として、そういった状況をどのように認識しているのでしょうか。

○保育課長(石川正憲君) 市といたしましては、国が令和5年6月に策定したこども未来戦略方針の中で、配置基準の改善を検討することとして示しておりますことから、今後の国や東京都の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(関 綾子君) 国のほうも重い腰を上げたといえますか、こども未来戦略方針では、1歳児を現状の6対1から5対1、4・5歳児を現状の30対1から25対1に改善するという方針が示されています。現状の国の基準より上乘せられてるという、現状の配置の状況でも保育現場はとてもしんどいということを聞きます。

それで、その先に行きまして、イの保育士の意見や要望を聞く場はあるかというところなんですけれども、特に意見を聞く場を設けてないというような御答弁でしたけれども、現場の保育士さんというのは現状をまず知っておりますし、また専門職として子供にとってどういうことがいいのかというのを分かっている人たちです。私は今回現役の保育士の方のお話をお聞きしましたけれども、その苛酷さに驚愕しました。現場の保育がどのようなものなのか、なかなか外からは見えづらいというふうに感じます。ぜひ積極的に声を聞いて、現状把握と改善に努めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 市といたしましては、引き続き市職員の保育園の巡回などの機会を捉えて、保育園等の意見交換や情報交換を行いながら、現場を担当する方の御意見を伺っていきたくと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ぜひ、例えば保育士さんの声を聞く会などといったように、時間をしっかり設けて声を聞くという場をつくっていただきたいと思います。

時代の変化の中で、保護者支援ですとか、保護者への対応の比重も大変重たいものになっているそうです。例えば家庭で親と一緒に食事をしないというおうちがあると、その子供は食べ方、そしゃくの仕方を、親御さんの食べてる様子を見ていないのでやっぱりできないそうなんです。食べさせようとしても、もぐもぐするのはなかなかできないう。そういったようなことも家庭で、これまでであれば家庭で普通に行われていたことが、今では保育園でやらなければならない、そういうことがいろいろ増えているそうです。

また、おうちで離乳食を作れないという保護者さんがいたときに、そういったことも保護者にも無理強いをしてはいけない、その方に合った、保護者に合った伝え方をしなければならないですとか、そういった保護者にも一人一人寄り添う対応が必要であるということ。

また、最近では保育中に写真を撮影するというんですけれども、それもただ撮ればいいのではなくて、どの子も満遍なく写ってなければならないのでとても手間がかかる。そして、それを保護者のスマートフォンに毎日配信をしているといったような園もあると聞きます。これまでなかったような業務、そして負担というのがとても増えています。

私がお話を聞いた保育士さんも、大変なだけけれども、子供の育ちに寄り添うのはやりがいがある、それで続けられるというふうにおっしゃっていました。でも保育のやりがいや楽しさを味わうためには、余裕が必要です。忙し過ぎて楽しさを感じられないまま、それでクレームに遭うなどということであらなくなってしまおうといったような状況が本当にもったいないことだと思います。

保育現場は保育士、現場の皆さんが頑張って何とか成り立っているという状態が続いています。そして、それが当たり前になってしまっていて、あえて声も上げないということになってしまっているように思います。それに甘んじているのではなく、真摯に現場の声を聞き、改善に努めていただきたいというふうに思います。

今回、2つのことを取り上げました。環境と安全に配慮した取組について、保育環境についてということですが、自然環境や安全を守るということ、保育環境を改善するというようなことは、どこでも言われていることなんですけれども、表面的じゃなくしっかりと実現するには、もう一つ一つ着実に実行していくということしかないと思います。現実をしっかりと認識して、必要な手だてを取っていくという以外にはないわけですね。

ぜひ持続可能な環境、子供が豊かに育てる社会、そういった実現する取組をお願いしますということで、今回の私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で関 綾子議員の一般質問は終了いたしました。



◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（大后治雄君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党東大和市議団、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問を行います。

1、保育施策について。

①待機児童の現状と課題について。

②不適切保育をなくすための取組について。

③国の「こども未来戦略方針」と当市の保育施策について。

④市立狭山保育園の段階的廃園と公立保育園の果たすべき役割・責任について。

2、不登校・ひきこもり支援について。

①令和5年第2回定例会以降の取組の進捗について。

②他自治体の取組について。

③今後の課題について。

3、学校給食費無償化と教職員の給食費について。

①教職員の給食費についての市の認識は。

②現状と課題について。

4、気候危機対策について。

①取組の進捗は。

②今後の課題について。

5、立川飛行場へのオスプレイ飛来とヘリコプター体験搭乗について。

①オスプレイ飛行再開に対する市の認識と対応について。

②ヘリコプターの体験搭乗が市民生活に与える影響について、市の認識と対応は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、保育園の待機児童の現状と課題についてであります。令和5年4月1日時点の待機児童数はゼロ人でありました。課題につきましては、待機児童ゼロを継続していくために、引き続き社会状況の変化や国の動向を踏まえ、地域ごとの保育ニーズを適切に把握していくことと考えております。

次に、不適切な保育をなくすための取組についてであります。市では保育施設等の職員を対象に不適切保育や児童虐待の防止を目的とした、虐待防止セミナーを実施しております。また、市内保育施設等におきましては、不適切な保育や児童虐待の防止に関する知識等の共有や意識の醸成を図るため、職員向けの勉強会などを行っていると考えております。

次に、国のこども未来戦略方針と保育施策についてであります。国は令和5年6月に次元の異なる少子化対策の実現のため、こども未来戦略方針を策定し、今後、こどもまんなか社会を実現するため、年内をめぐり、こども大綱を策定することとしております。市では、今後の保育施策の検討においては、これらの内容を踏ま

えるとともに、引き続き国や東京都の動向を注視し、市の施策などに反映させてまいりたいと考えております。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園と公立保育園の役割及び責任についてであります。市立狭山保育園につきましては施設の老朽化が進んでおり、施設の維持・更新は市財政の厳しい状況におきましては困難でありますことから、段階的廃園を進めております。保育施設の役割と責任につきましては、保育園を公立、私立の分け隔てをすることなく、子供たちに対し質の高い保育サービスを適切に提供し、子供の成長と最善の利益を保障することと考えております。

次に、令和5年第2回市議会定例会以降のひきこもり支援に係る市の取組についてであります。相談支援業務につきましては、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に委託し、令和5年7月から相談支援窓口を開設いたしました。また、実態調査につきましては、現在プロポーザル方式により受託事業者を選定するため、事業者を公募しているところであります。このほか、他の自治体と連携して、ひきこもり状態にある生きづらさを抱え、きっかけをつかみたいと思っている女性が集い、ひきこもり経験者の体験談を聞くなど、交流する場を提供する事業にも参加しております。

なお、不登校の児童・生徒に対する取組につきましては、今年度から試行している校内サポートルームの取組や、1人1台端末を活用した新たな支援を進めております。

詳細につきましては教育委員会からお願いいたします。

次に、ひきこもり支援に係る他自治体の取組についてであります。他自治体の取組といたしましては、今年度、仮想空間であるメタバースを活用して、ひきこもり当事者の社会参加を促す取組を始めた事例を把握しております。これは、アバターと呼ばれる分身を通じて、ひきこもり支援団体や自治体の職員と交流する取組とのことです。対面での交流に抵抗のある方も参加しやすい方法であるとのことですので、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、不登校を含む子供を支援する居場所づくりに係る他自治体の取組につきましては、NPO法人や民間企業等と連携して実施している事例が多く見受けられます。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、今後の課題についてであります。社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に開設した相談支援窓口においては、ひきこもり支援コーディネーターを配置し、相談者の方々の様々な声を傾聴しております。今後は、当事者が居場所を見つけ、孤立せず誰かとつながることができるような支援体制の構築及び当事者の家庭に対する支援体制の構築をどのように進めていくかが課題であると認識しております。

不登校に対する取組につきましては、引き続き全ての児童・生徒にとって学校が安心安全な居場所となるような取組を充実していくことが重要であると考えております。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、教職員の給食費についてであります。当市では教職員で学校給食の提供を希望する教職員からは給食費を徴収しています。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校給食の無償化の現状につきましては、無償化を開始した自治体があることは認識しております。課題につきましては、当市においては多額の費用を安定的に確保できないことが一番の課題であると認識しております。

次に、気候危機対策についての取組の進捗についてであります。令和5年度につきましては地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定に向けた調査を実施してまいります。調査の具体的な内容は、市内の温室効果

ガス排出量とエネルギー使用量についての調査や市内における再生エネルギーの導入状況及び導入ポテンシャル調査などがあります。

次に、今後の課題についてであります。市内の温室効果ガス排出量の削減に向け、実効性の高い施策を限られた財源で実施していくことや、市内事業者及び市民一人一人の行動変容を促す啓発を行うことが課題であると考えております。調査結果を基に、令和6年度に策定予定であります地球温暖化対策実行計画の区域施策編において、排出量削減のために実施する施策や方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの飛行再開に対する市の認識と対応についてであります。防衛省北関東防衛局によりますと、令和4年6月に米国カリフォルニア州で発生した米海兵隊のオスプレイの墜落事故について、米軍は令和5年7月に事故調査報告書を公表しましたが、防衛省はその内容の細部を確認するため、陸上自衛隊のオスプレイの飛行を見合わせておりました。その後、改めて機体自体の安全性に問題はなく、飛行の安全に関わる構造上の欠陥がないことや、事故を防止する安全対策が実施されていることを確認したことから、令和5年8月14日以降飛行を再開するとの連絡を受けております。

市としましては、徹底した安全対策と市民の安全安心及び生活環境への十分な配慮が必要であると考えておることから、引き続き立川飛行場周辺8市で連携してまいりたいと考えております。

次に、ヘリコプターの体験搭乗が市民生活に与える影響についてであります。ヘリコプターの体験搭乗という目的にかかわらず、一般的に航空機が市内上空を飛ぶことによる音に対して不快に感じる方や事故の不安を感じる方がいることは認識しております。市としましては、立川飛行場周辺自治体連絡協議会を通して飛行回数を最小限にすることなどを共同で要望しているところであります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、不登校支援について御説明いたします。

不登校支援につきましては、今年度4月から第五小学校、7月から第三中学校の校内に校内サポートルームを試行により設置しており、不登校及び不登校傾向の児童・生徒が自分のペースに合わせた登下校、個別学習等が行える環境を整えております。

また、2学期から段階的に不登校及び不登校傾向の児童・生徒の1人1台端末にAI教材を導入し、個に応じた学びの環境を整えたり、各校のスクールカウンセラーへ1人1台端末を配備し、オンラインでカウンセリングができる環境を整えたりしているところです。

次に、不登校を含む子供の居場所づくりに関し、他自治体の取組についてであります。NPO法人や民間企業等と連携して子ども食堂で食事を提供する取組が多くありますが、そのほかにも相談の場や安心して参加できる活動の場所を提供したり、平日に学校へ行けない小・中学生向けに学びの場所を提供する取組があります。ほかにも、夏季休業期間中の学校の閉庁日に合わせて、公民館による居場所事業として公民館内でWi-Fiが使えるフリースペースの提供に加え、ボランティアによる学習指導や子ども食堂運営団体による昼食提供を行う取組を行っている自治体がございます。

次に、今後の課題についてであります。校内における不登校支援につきましては、全ての児童・生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を行い、学級が安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり、集団づくりを進め、誰一人取り残さない教育の実現を目指してまいります。学校外における支援に関しては、学校や家庭以外の居場所に対して市内ではどのようなニーズがあるのか、子供たちの声を的確に把

握することであると考えております。

次に、教職員の給食費についての認識であります。学校給食法第3条におきまして、「この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。」とされておりますことから、原則として教職員等は対象ではないと認識しております。ただし、市におきましては、学校給食法第2条に規定されている学校給食の目標の達成に資するため、東大和市学校給食センター給食費に関する規則におきまして、教職員の給食費を定め、実施しているものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

まず、最初の保育施策のところですが、これまでも保育の関係では待機児童問題をはじめとして、保育の質の向上と関わって保育施設の基準ですとか保育事故の関連について、また深刻な保育士不足の要因となっている処遇改善の課題、副食費など保護者負担について、また保育を受ける権利や公立保育園の役割と責任などを今まで取り上げてまいりました。戦後70年以上放置されてきた保育士の配置基準についてや、保育事故、その下に不適切な保育ということがあると思っておりますけれども、こういうものが社会問題化されて、ようやく少し改善が見られるのではないかという期待もあるんですけれども、実際どうなのかという点も確認したく、今回も一般質問でお尋ねしたいと思っております。

まず、1番の待機児童の現状と課題のところなんですけれども、市長の御答弁では、当市の待機児童数、昨年同様ゼロということでしたけれども、この待機児童数のカウント方法については、厚労省は2001年に定義を変えているかと思っております。定義がどのように変わったのか伺います。

○保育課長（石川正憲君） 2001年まで認可保育園に入園できなかった児童の全てを待機児童として算定しておりましたが、国の定義の変更に伴い、現在は国の調査要領に基づき、認可保育園等に入園できなかった児童から認可外保育施設等を利用している児童等とまた特定の要件に該当する児童を除き、待機児童数を算定しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 待機児童と聞いて、普通に考えれば保育園に入れなかった子を待機児童というのかなって思うんですけれども、今は実際そうではないということで、当市における待機児童数の定義、国における定義を聞いたんですけれども、自治体でこれ定義を変えることも可能だと思いますので、当市における待機児童数の定義を伺います。

○保育課長（石川正憲君） 市における待機児童数の定義につきましては、国の定義に基づいて対応しております。また、国の定義についての詳細ですが、認可保育園に入園できなかった児童から認可外保育施設等を利用している児童、また特定の保育園を希望している児童、また保護者が育休延長している児童を除いたものが国の定義となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国全体の待機児童数、国の定義における待機児童数と、それからこの旧基準の待機児童数、いわゆる隠れ待機児童と言われて、実際に保育園に入れてなかったお子さんの数を伺いたいですけれども、最新の数字を教えてください。

○保育課長（石川正憲君） 国における待機児童数につきましては、こども家庭庁が令和5年9月1日に公表い

たしました保育所等関連状況取りまとめによりますと、令和5年4月1日時点での待機児童数は2,680人でございます。前年よりも264人の減少をしたというふうになってございます。また、認可保育園に入園できなかった児童数につきましては、国等の集計データがないため把握できてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国の定義における待機児童数は5年連続で最少を更新したと。近年ではピークだった2017年の約10分の1に減ったという、そういう報道も見ました。さらに、新聞等の報道によれば、この隠れ待機児童数を調べますと、これは昨年よりも5,000人弱増えて計6万6,168人。この報道は、企業主導型保育事業が入ってないと思われるということで、保育研究所が調べたもの、厚労省の保育所等関連状況取りまとめつても公表されているんですが、ここから算出した資料で企業主導型保育事業は認可外、認証ですので、これも含めて算出しますと2019年で8万7,466人、2020年で9万2,410人、2021年8万461人、2022年7万9,814人と、依然として高止まりの状態であるということでした。

当市における、この旧基準での待機児童数、10年間の推移を伺います。

○保育課長（石川正憲君） 保育園に申請をいただいた方の中で、入園決定できていない人数の過去10年間の推移についてでございます。

平成26年から令和5年度までの10年間で、各年度の4月1日時点での人数を年度順に申し上げますと、68人、65人、78人、44人、102人、108人、87人、80人、54人、57人であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も議員になってから、この旧基準での待機児童数も聞いてきたわけなんですけれども、年によってちょっと若干違いはあるんですが、いずれにしてもやっぱりかなり多くの方が認可保育園に入れてないという状況があるというふうに思います。

以前もこの一般質問の中で御紹介したんですが、国基準での待機児童、公表している待機児童数が恐らく7人とか4人ぐらいのときだったと思うんですが、東大和市の待機児童が少ないということで、これは保育園に入れると思ってわざわざ東大和市に転入してきたという女性の方いらっしゃいました。結局、この方は希望する園に入れず、空いてる園はあったんですけども、自宅からかなり離れていて、そこに預けてから職場に行くのは難しいということで、職場復帰が結果として難しいと。育休延長すると、職場ではそれを待ってくれない、別の人を雇ってしまうので育休も延長できないってことで御相談を受けたんですけども、本当に涙ながらに訴えておまして、将来のことを考えると経済的な状況でどうしても職場復帰しなきゃいけないけれども、このままではできないということで、本当に御苦労されてるということがありました。

今の市の公式の待機児童数はゼロってということなんですけど、保護者の方が希望する園に入れているのか、それぞれの家庭のニーズに合っているのかということが大切ではないかと思います。その園の保育理念であったり、どういう保育を受けさせたいかっていうのは家庭によって非常に重要でして、座学が多い園がいいという方もいらっしゃいますし、あまりそういうお勉強的なことはせず、自然といっぱい触れ合いさせたいって親御さんもいらっしゃいますし、また立地についても、以前のアンケートも御紹介しましたが、家から近くがいいっていう方非常に多くありますし、そうしたそれぞれの家庭のニーズに合っている、希望に合っている保育園に入れるってことが非常に大切ではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（石川正憲君） 保護者が希望する園に入園できることは重要であるということは認識しております。入園を希望する保育園の選定につきましては、事前に相談があった場合には、主に保育コンシェルジュが保育

園の空き状況の御説明や御家庭の状況などを伺いながら、保護者が入園を希望する保育園数、また優先順位などを決められるよう、保護者に寄り添った丁寧な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君）　そういう相談業務などで丁寧にやっていただいていることは理解してはるんですけども、それでも空いてなければ入れないということで、希望する園がいっぱいだったら入れないという、そういうことになっているのではないかと思います。

保護者は、当然ですけど入れればどこでもいいとは思っていません。どこにも入れず、仕事も辞めるわけにはいかないという本当に追い詰められた中で、空いてるところに預けるっていうそういうことはあると思うんですけども、やっぱり本来であれば、先ほど申し上げたような保育理念が家庭の教育方針と合っているかどうか、家からの近さ、それから電車で仕事に行く場合には自宅から駅の間には保育園があるかどうか、そういうこと非常に、毎日のことですので、以前も御紹介しましたけれども、園が遠ければそれだけ子供に早く家を出なきゃいけないし、帰りも遅くなりますので、子供に負担がかかってくるということで、やっぱり保護者のそれぞれの家庭のニーズにどう応えるかが大切ではないかというふうに思います。

それで、今後の保育需要なんですけれども、どのような見通しを持っているのか伺います。

○保育課長（石川正憲君）　保育需要におきましては、東大和市子ども・子育て未来プランに基づきまして、人口減少とともに全体の保育需要は減少する傾向で見込んでおります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君）　保育需要についても以前取り上げたんですけども、少子化とは必ずしも連動しない、子供の数が減ることによって保育需要も減っていくと、必ずしもそう連動しないというのが実態だと思うんですけども、当市の未就学児の保育所等利用率、この未就学のお子さんが保育所等をどのぐらい利用しているか、この利用率の10年間の推移と今後の保育定員、保育施設の整備についての見通しを伺います。

○保育課長（石川正憲君）　市におけます保育所等利用率の過去10年間の推移についてであります。平成26年から令和5年度までの10年間の数値を年度順に申し上げますと、41.6%、42.7%、46.0%、47.8%、49.2%、51.7%、52.7%、53.3%、55.5%、58.5%となっております。

また、保育定員につきましては、全体の保育需要は減少傾向にございますが、保育園の利用率は共働き世帯の増加や女性の就業率の増加に伴い上昇傾向にあることから、今後の保育の利用等の動向を注視しながら保育定員を見込んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君）　共働き世帯も本当に増えているというふうに思います。昨今のコロナの状況ですとか、また物価高騰の影響なんかもあって、家計が非常に厳しくなっているという中で、それから賃金がなかなか上がらないという、こうした日本の特殊な状況の中で、保育園に預ける利用率ですね、年々高まっているというふうに思います。

国の全体の数字を見ても、先ほども御紹介した厚労省の保育所等関連状況取りまとめっていう公表されている資料ですけども、これによりますと保育所等の利用率は全年齢平均で初めて50.9%、初めて半数を超えたということが分かったということです。利用者、利用率まだ増えていく傾向にあるのかなというふうに思うんですが、そうした中でも地域ごとの保育ニーズ適切に把握をしていくという、どうやって保護者の方のニーズに対応していくかというところで、市長の御答弁では、地域ごとの保育ニーズ適切に把握をしていくというこ

とでした。これ、どのように把握をしていくのか具体的に伺います。

○保育課長（石川正憲君） 市内の地域別人口や、また年齢別人口、また各保育園への申請状況などの項目について把握をするとともに、次期東大和市子ども・子育て未来プランの策定に向けまして、令和5年度に実施を予定しておりますニーズ調査の結果などを参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ニーズ調査、今年度ですかね、実施をしていくということなんですけれども、前回のニーズ調査、これ平成31年でしたかね。そのときから、社会情勢大きく変わっているというふうに思います。保育の部分で結構ですので、どのような点に留意されて、前回のニーズ調査と変える必要があるようなところもあるかと思しますので、そのあたり留意される点などをお伺いしたいと思います。

○保育課長（石川正憲君） 今年度実施するニーズ調査につきましては、次期東大和市子ども・子育て未来プランの基礎資料とするために行うこととしております。調査票の設計につきましては、人口減少や保護者の働き方の変化、また女性の就業率の傾向など、社会情勢の様々な変化を捉えた上で、国が現在策定しております、こども大綱の内容も踏まえ、具体的な調査項目の内容について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 繰り返しですけれども、保護者は入れればどこでもいいとは思ってないですし、市内希望の園が入れなくて、じゃあ別のところ空いてるから、じゃあそこに行くよっていう、そういう単純な話でもないというふうに思いますので、ニーズ調査の中でぜひ保護者の方のどういうニーズがあるのか、地域ごとにどういうニーズがあるのかとかってことも、ぜひ調査をしていただきたいというふうに思います。

この項については以上です。

次に、②の不適切保育をなくすための取組についてですけれども、これまでも保育事故、特に死亡事故など重大事故について取り上げてきました。ちょっと御紹介させていただきたいんですけれども、保育施設での重大事故、増加傾向にあるということで、不適切保育の先に事故があるというふうに思いますので、ちょっと御紹介させていただきたいんですけれども、こども家庭庁が8月1日に公表した令和4年教育・保育施設等における事故報告集計というものがあるんですけれども、これを見ますと報告件数2,461件で、前年より114件増加。そのうち死亡事故は前年と同数で5件でしたが、意識不明の事故は前年より5件増加して19件ということでした。死亡事故発生時の状況を見ると、睡眠中が2件、食事中が1件、その他が2件というふうになっています。

2015年に子ども・子育て支援新制度が始まったんですけれども、それからの経年変化っていうのを見ますと、ちょっと驚くべき状況になってまして、2015年は例えば幼保連携型こども園では13件だったものが、2022年は483件、幼稚園では13件だったものが36件、保育所では342件だったものが1,190件と本当にすごく増えてるっていうことで、私も大変驚きました。

この発生率の高い幼保連携型こども園と保育所、どういう施設なのかということで、保育の必要性がある2号・3号認定児を受け入れていて、保育がより長時間であったり、毎日給食があるなどの保育の在り方が事故発生と関係があるのではないかというふうに、これも保育研究所ですけれども、そういうふうを書いてあります。また、幼保連携型認定こども園は比較的条件が整ってると言われてますが、発生率の高さをどう見るかというところで、やはり保育時間が異なる1号認定のお子さんと2号認定のお子さんを同時に保育することに難しさがあるんじゃないかというようなことも書かれていました。

この送迎バスの置き去りっていう、本当にあの死亡事故、すごい衝撃があったと思うんですけれども、こう

したあってはならない事故に至らずとも不適切な保育というのがクローズアップされて社会問題化しています。保育事故の手にこうした不適切な保育があるのではないかとというふうに考えますので、②のところを伺います。

不適切保育の事例として、こども家庭庁が今年5月に発出した、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインでは、事例として、ちょっとごめんなさい、また紹介させていただきたいんですが、ちょっと事例を紹介させていただきます。例えば身体的虐待として首を絞める、殴る、蹴る、叩く、こういうことですね。それから、性的虐待、またネグレクトということで、子供にとって必要な情緒的欲求に応えない、おむつを替えない、泣き続ける子供に長時間関わらず放置する。視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行うっていうことですか、また心理的虐待としては感情のままに大声で指示したり、叱責したりするという、これだけじゃなく様々事例が書いてあるんですけども、国でも実態調査を行われたんですが、当市の状況についてどういう、こうした不適切保育があるのかどうか状況を伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 令和5年1月に国が実施いたしました、保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査に関わる市の状況につきましては、子供に対する配慮に欠けた関わりや言動などがあると回答した保育施設等が一部ございましたが、その対応として既に各保育施設においてクラス会議や面談等において、子供の人權への配慮、また一人一人の人格の尊重の徹底など再発防止に取り組んでいると聞いてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 市内の保育施設の状況をつかむためにどのような手だてを取っているのか、保護者からの相談や職員からの情報提供などを受ける仕組みはあるのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 各保育園におきまして第三者委員会を設置しており、保育園に対する苦情や異議申立てができる仕組みがございます。保護者や職員から苦情や相談等が市に直接あった場合におきましては、十分な聞き取りを行うなど丁寧な対応に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 保育園に対する実地検査、指導検査っていうものですかね、実施状況について、この間の行政報告書で確認しますと、年間大体3園程度となっているかと思うんですが、児童福祉法施行令では年に1回以上行うことが義務づけられているかと思えます。なぜ年間3園程度にとどまってしまうのか、理由を伺います。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 保育サービス事業者に対する指導検査につきましては、令和4年度の行政報告書におきましては5件と記載いたしております。うち1件が認可保育所なんですけれども、年度ごとに1回以上の検査が市に義務づけられるのは、この認可保育所以外の家庭的保育事業所等でございます。近年はコロナ禍の影響によりまして、この家庭的保育事業所等に対する指導検査を十分に実施することができませんでした。しかしながら、今後につきましては様々な検査方法等により、各年度ごとに1回以上の検査が実施できるよう努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** この指導検査なんですけれども、職員体制ですとかどのようなチェック項目というんですかね、どういうことを行うのか伺います。



○福祉推進課長（山田茂人君） 実地検査につきましては、関係法令や都の指導検査基準、これを基に定めている市の指導検査基準に基づきまして、担当部署でございます福祉推進課の職員が実施してございます。具体的に申しますと、事前に法人の定款や経理規程、契約書、保育園の運営規程、園児の保育に関する計画等の書類を審査した上で検査対象の保育施設に伺いまして実地検査を行います。実地検査といたしましては、園児たちの保育状況や施設の管理状況、これらが適切であるかという観点で検査を行っているところでございます。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市としても職員体制などいろいろ厳しい実態があるというふうに思います。以前は東京都の事業だったと思うんですけども、しっかりとこの指導検査を行うために国の責任で体制整備すべきだと思います。ですが、国は今年度から規制緩和を行ってまして、年に一度と決められていた検査を年度に1回、実地検査に代わる例外規定も設けています。こうした中、どのように安心・安全な保育を保障していくかということが課題になってくると思うんですけども、先ほども御紹介しました国のガイドラインですね、これも示されたんですが、どのようにこれを市の各施設、保育施策に反映していくのか伺います。

○保育課長（石川正憲君） 市といたしましては、市内の保育施設と不適切保育等の防止に関する情報を共有するとともに、不適切保育の防止等のための子供の人權や人格尊重に関する理解と職員間での意識共有などを図るため、研修会の実施や指導検査などにより市内の保育施設と引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そもそも、なぜ不適切保育というのが起こってしまうのか。その原因を市としてはどのように認識しているのか伺います。

○保育課長（石川正憲君） 不適切保育につきましては、不適切保育に対する認識や職場環境など、様々な要因が重なることで起きてしまうものであると認識してございます。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私は、保育士さんのその個人の責任にしないってことが大事だというふうに思います。もちろん、それぞれの保育士さんの経験だとかそういったものもあるとは思うんですけども、やはり仕組みとしてこうした保育が起きない仕組みをつくっていくということが大切だというふうに思うんですが、保育士の配置基準について、市として、先ほど来そういうお話もありましたけれども、この配置基準、市として十分なのか不十分だと思ってるのか、そのあたりの認識をお伺いします。

○保育課長（石川正憲君） 保育士の配置基準につきましては、既に国や東京都の示す基準に上乘せして、保育士を配置していると認識してございます。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ということは、十分だとは思っていないということだと思うんですが、指導監査につきましては、保育士さんからの声をちょっと紹介しますと、実際現場で働いてる方から見ても、この検査回数が1年に一度は来ないわけで、これでは少ないのではないかと、形式が整ってるかを確認する事務的なものを感じるという声もありました。保育の現場を数分見ただけでは現状が分からないのではないかと現場の保育士さんからそういう声が上がっていて、さらにこの不適切保育の基準をチェックをするっていう体制ではやっぱり保育士さんは萎縮してしまいますし、本当にそういう状況、例えばこういう重いステンレスの水筒を投げってしまうような子もいるっていうような事例ですけども、本当に目が離せないときには大きい声で注意するって

こともありますし、保育士さんがゆったりと子供が見られるよう配置基準を上げて、処遇改善を図らなければ、本当に保育士の成り手いなくなってしまうという、そういう声もありました。次の項のところで、今後の配置基準のところも聞きますけれども、市としてもぜひそうした市内の保育施設の実態をしっかりとつかんでいただきたいというふうに思います。

次に、③の国の「こども未来戦略方針」と当市の保育施策についてのところですけれども、国のこども未来戦略方針では配置基準の見直しが盛り込まれています。これどの程度の改善がされるのか、また市がどのように評価をしているのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 国のこども未来戦略方針では、職員の配置基準につきましては、1歳児は6対1から5対1、4・5歳児については30対1から25対1へ改善を検討するとしております。また、この改善と併せ、さらなる保育士の処遇改善等の施策におきましても検討していくと示されておりますことから、市といたしましては今後の国や東京都の動向などを注視し、適正な職員配置も含め、さらなる質の高い保育が提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 実際にこの見直しが行われたとして、どの程度改善がされるのかについて伺いたいんですが、例えば100名定員でゼロ歳児が8名、1歳児15名、2歳児18名、3歳児19名、4・5歳児がそれぞれ20名という標準的な規模の園の場合、現在での配置基準では保育士は何名になるのか、改善により何名になるのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 現在の国の配置基準と今回の国のこども未来戦略方針の中で示された配置基準を満たす保育士の数は11名と同数になります。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** なぜ改善が行われて同数になるのかというところで、例えばゼロ歳児が8名であれば、3で割って2.6人というふうになるので3名の保育士がつくのかなというふうに普通は思うわけです。1歳児は15人なので5で割って3人、2歳児は18を6で割って3人、3歳児は19人なので20で割って0.9人なので1人、4歳児と5歳児はそれぞれ20人なので、それぞれ30で割って0.6人というふうになるので、1人ずつつていう計算であれば配置基準どおりの保育士は12人となるのではと考えるんですが、なぜ11人となるのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 配置基準に基づきます保育士数の算出方法につきましては、施設全体としての保育士配置数を算出する方法となっており、まず年齢ごとに配置基準による配置数を計算し、その後全年齢の配置数の合計値を計算し、その後、小数点の処理をすることから、今回の例で申し上げますと、施設全体としての必要な保育士の配置数は11名となることになっております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 本当にこの計算方法、びっくりですね。ゼロ歳は8人を3で割って2.6、そのままにしておく。1歳は3人そのままにしておく。0.9人とかいう数字もそのままにしておいて、しかも4歳、5歳は両方とも20対1なので、これ足して4歳・5歳30対1なので、20人ずついますので、これを足して30を割ると、そういう計算で、そうすると、合計10.8人になるので11人。これ、見直しがされた場合の配置基準でやってみても11対4ということになりますので、11人で変わらないという、そういうことで、本当にこの見直し、全くもって不十分ではあるというふうに思うんですけれども、先ほどの御答弁でも、保育施設で配置基準

以上の保育所を雇っている、当市の状況、多く雇っているというような御答弁でしたけれども、全国平均では配置基準の倍近い保育士を雇っているという、そういう調査もあります。この人件費に対する補助についても、事業者の持ち出しであるというような先ほど御答弁がありました。

市内のある認可保育園では、ゼロ歳2対1、実際の配置ですね。ゼロ歳で2対1、1歳で4対1、2歳で4対1、3歳で7対1、4歳で11対1、5歳で18対1という配置に、日によってちょっと違うみたいなんですけれども、おおむねそういう配置にしているというお話も伺いましたが、それでも本当に大変だということでした。子供たちの小さな気づきに寄り添いたいのにはできないと。アリのいたよとか、空に雲があるよとかってことが言われても、なかなかそういうことに答えてあげられないというようなお話がありました。公園に行っても、ついつい大きな声でもう見張ってないと、注意をしないとられないというような、そういう声も伺いました。

国の配置基準を抜本的に改善するために、自治体からも本当に声を上げていただいているというふうに思うんですけれども、この市独自の乗せということもやはりしていただきたいと思いますので、その点の御認識を改めて伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 市におきましては、昨年度まで保育士配置費助成として補助をしておりましたが、今年度から市の支払い基準に定める委託料に包含させる形で、余裕保育士配置事業といたしまして、認可保育園に対しまして、保育士1人分の人件費を上乗せする事業を実施してございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 市でも御努力いただいているということはよく分かったんですけれども、それでも本当に市内の保育施設の状況、事業者さんの状況、本当に厳しいものがあるというふうに思います。

それで、国のこの、こども未来戦略方針の中では、誰でも通園制度ということも、そういうものを国はやってくんだということで方針が出されてますけれども、こうした保育施設の状況の中で、これ当市で行うことが可能なのか、御認識を伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** こども誰でも通園制度、仮称のものですけれども、それにつきましては国からの制度の詳細が示されていないことから、市といたしましては情報収集に努めており、制度に関わる検討にはまだ至っておりません。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 一時保育事業っていうのもありますけれども、こういう制度自体は、私はニーズがあるんじゃないかというふうに思います。就労とか冠婚葬祭とか、どうしてもというとき以外にも保護者の方が気軽に気分転換したいとか、ちょっと育児に疲れたなっていうときに預けられるっていう、そういう制度自体は必要だと思うんですけれども、ただやっぱりこの今のこうした保育、市内もそうですけれども、こうした配置基準の下でこういう実態がある中では、本当にこれ無理だと思うんですね。私たちも、本当に配置基準、国のほうで今方針出された見直しでは全然足りないんだってことは言ってもいいんですが、ぜひ引き続き自治体からも声を上げてほしいということで要望いたします。

この項については以上です。

次に、④の市立狭山保育園の段階的廃園と公立保育園の果たすべき役割・責任のところなんですけれども、こちらこれまで繰り返し取り上げてきてまして、児童福祉法24条には市町村の保育実施責任が明記されており、公立保育園には市の目指す保育の在り方、保育理念を直接反映することや、市内の保育施設の基準となる役割をはじめとして、その保育園に通う子供だけでなく地域の子供たちの育ちにも責任を果たさなくてはな

らないと考えています。

市には、こうした公立保育園の果たすべき役割・責任についてしっかり直視していただきたいと思うんですが、5月17日に行われた全国市長会関東支部総会で決議された、保育の充実に関する緊急決議では、公立保育園も含めた施設整備費に対する助成拡大を求めています。どのような背景によるものなのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、また子供を持つことを希望する全ての方が安心して子供を産み育てられる社会の実現を目指すために取り組む少子化対策は、国の責任と財政負担により進めるべきとの考えから決議されたものであると推測しております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 財政的な支援というのは、当然大切だと思うんですけども、公立保育園の施設整備費、運営費について、改めて国の財政措置どのようになっているのか伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 公立保育園の施設整備費及び運営費につきましては、国の三位一体の改革によりまして、普通交付税への算定により一般財源化されております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** これまでも何度か確認してきたんですけども、改めてこの場で確認をしたいんですが、公立保育園の施設整備費、運営費は一般財源をされていますが、運営費については、国会での答弁によれば、地方交付税の算定に当たり、従来の国庫負担金も含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に処置されるよう、各市町村の実際の公立保育園の入所児童数に応じた補正を行っているというふうになっているかと思えます。その点について改めて御認識を伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 公立保育園の運営費につきましては、普通交付税の基準財政需要額によりまして算定されているところでございます。主に単位費用や補正係数におきまして、理論算入されているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** さらに国会答弁では、公立保育園の施設整備費について、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように適切な地方財政措置を講じているという、そうした明確な答弁もあります。一般財源化される前に施設整備に対する国庫補助は2分の1だったと思うんですけども、残り2分の1が市町村負担でしたが、市町村が負担するこの2分の1、50%のうち30%は社会福祉施設整備事業債、充当率80%、交付税措置はないですけど、残り20%が市町村の一般財源の負担でした。これが全体が一般財源化されたということですけども、どのように変わったのか伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 国庫補助金の一般財源化後の公立保育園の施設整備費に係る財源措置でございますが、対象事業費の2分の1が国庫補助金であった従前の部分につきまして、地方債の借入れが可能となつてございます。充当率は100%、後年度の償還の際の交付税措置は70%が理論算入されることとなつてございます。残る対象事業費の2分の1に対しましては、一般財源化前と変わらず、交付税措置のない地方債と一般財源となつてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** もともと整備費の半分の整備交付金、これが100%施設整備事業債という形で、それに置き換わつたということだと思うんですけども、やっぱり建て替え、私は狭山保育園していただきたいと思うんですが、建て替える場合の費用はどのくらいかかるのか改めて伺います。

○保育課長（石川正憲君） 狭山保育園の建て替えに関する費用につきましては、改めて具体的な試算はしてございませんが、令和3年5月に実施した狭山保育園の段階的廃園に関するパブリックコメントでは、建設費は4億円以上というふうに回答させていただいてることから、現在の物価高騰が増強する社会状況を鑑みますと、その影響から令和3年度時点からさらに建設費がかかるものと推察しております。

以上でございます。

---

○副議長（大后治雄君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時56分 延会